

農業・農村の動向等に関する
年次報告

平成22年9月

福島県

目 次

平成21年度の施策の推進

1 「うつくしま農業・農村振興プラン21」に基づく施策の推進	1
(1) ふくしま食・農再生戦略	1
(2) ふくしま水田農業改革実践プログラム	1

農業及び農村の動向

1 平成21年度の農業及び農村の動向	2
(1) 概要	2
(2) 県全体の動向	3
(3) 地方の動向	13
(4) 農作物等の気象災害	20
2 農業及び農村の振興に関する基本計画の進ちょく状況	21
(1) 県全体の進ちょく状況	21
(2) 地方計画の進ちょく状況	23

農業及び農村の振興に関して講じた施策

1 「ふくしま食・農再生戦略」の推進	27
(1) 食と農の絆づくりの推進【戦略1】	27
(2) 戦略的な流通販売対策の強化【戦略2】	29
(3) 持続的な発展を目指した園芸産地の取組強化【戦略3】	35
(4) 担い手の経営安定、新たな担い手の確保対策の強化【戦略4】	39
(5) 環境と共生する農業の全県的推進【戦略5】	45
2 米政策改革推進対策及び「水田農業改革実践プログラム」の取組み	49
(1) 米政策改革推進対策に係る取組み	49
(2) 平成21年度「水田農業改革実践プログラム」の取組み	50
3 新技術の活用等による農業の振興	52
(1) 農業総合センターにおける生産現場の課題を解決するための技術開発	52
(2) 県オリジナル品種・新技術等を活用した多様な農業の振興	53

4	安全で安心できる農産物の供給の推進	55
(1)	農産物の安全・安心の確保	55
(2)	農薬適正使用の推進	57
(3)	食品表示適正化の推進	58
5	農業・農村の多面的機能の維持・発揮と中山間地域の活性化	59
(1)	「中山間地域等直接支払事業」等の推進による耕作放棄地の発生防止	59
(2)	農地・水・環境保全向上対策の実施による地域の活性化	60
6	農の雇用対策	62
	新たな農林水産業振興計画等の策定	
1	「福島県農林水産業振興計画 いきいき ふくしま農林水産業振興プラン」 の策定	63
2	「ふくしま・地域産業6次化戦略」の策定	64
	【参考資料】	
	用語解説	65
	福島県農業・農村振興条例	69

平成 2 1 年度の施策の推進

1 「うつくしま農業・農村振興プラン21」に基づく施策の推進

(1) ふくしま食・農再生戦略

県では、農業・農村振興の基本計画である「うつくしま農業・農村振興プラン21」の実現に向けて策定した「ふくしま食・農再生戦略」(以下「再生戦略」という。)に基づき、食・農・環境が一体となった取組みを展開しました。

「再生戦略」は、消費者と農業者の相互理解を深め、ともに支え合う関係づくりを目指す「ふくしま食と農の絆づくり運動」の展開をはじめ、マーケティングを重視した農産物の生産体制の強化と効率的な販売促進対策の展開、本県農業の中核を担う競争力のある園芸産地の取組強化、農業経営の法人化や労力調整システムの構築等による担い手の経営安定、環境と共生する農業の全県的推進など、各戦略を有機的に連携しながら計画的に推進しました。

このうち、「ふくしま食と農の絆づくり運動」では、「子ども達との絆づくり」をテーマに、平成21年11月に道の駅「南相馬」をメイン会場とした絆づくりイベントを開催しました。農業者や関係機関・団体の協力を得て、知事出席のもと、多くの県民の皆さんと農業者が交流し、互いに「食」と「農」に対する理解を深めました。

また、県内各地でも同様のテーマで、農作業体験やセミナーなどを開催し、消費者と農業者の交流拡大を図りました。

(2) ふくしま水田農業改革実践プログラム

本県の耕地面積の約7割を占める水田の有効活用を図り、収益性の高い持続可能な水田農業を確立するため、「ふくしま水田農業改革実践プログラム」に基づき、水田農業改革を強力的に推進しました。

平成21年度は、前年度の水田農業改革懇談会からの提言を踏まえて創設された事業を展開するとともに、国の「水田等有効活用促進対策」等を活用した結果、エコファーマー等の環境と共生する米づくり、大豆団地、WCS用稲、飼料用米・米粉用米などの作付けが拡大するとともに、主食用米の過剰作付けが前年比で約300ha解消されました。

農業及び農村の動向

1 平成21年度の農業及び農村の動向

(1) 概要

全国の販売農家数(170万戸)及び農業就業人口(289万5千人)は、年々減少しています。

本県の販売農家数(80,597戸)及び農業就業人口(135,010人)も、年々減少しています。

一方、県内で新規に就農した人数は、平成21年5月2日から平成22年5月1日の1年間で192人となり、前年より31人増加しました。

また、本県の認定農業者は年々増加し、平成22年3月末までに6,782件が認定されました。

農作物作付面積(129,200ha)は、前年に比べ1,200ha減少しました。また、耕地利用率(85.6%)は前年に比べ、0.3ポイント低下しました。なお、田(88.0%)に比べて畑(79.8%)の利用率が低くなっています。

一方、畜産では、家畜の飼養農家数は採卵鶏を除き年々減少していますが、1戸当たりの家畜の飼養頭数は、豚で前年より増加し、乳用牛、肉用牛、採卵鶏は減少、ブロイラーは横ばいとなっています。

本県の平成20年の農業産出額(菌茸類を含む)は、2,548億円で前年より62億円増加しました。これは、野菜、果樹、肉用牛の産出額が減少したものの、米の価格の回復や、豚と鶏の産出額が増加したことによるものです。

平成18年からの国の統計業務の見直しに伴い、データが公表されなくなったものについては、把握できる直近のデータを掲載しました。

(2) 県全体の動向

農業構造

ア 農家数

全国の販売農家数は170万戸（平成21年）主業農家は34万5千戸（平成21年）で、それぞれ年々減少しています。

県内の販売農家数は、平成18年以降、農業構造実態調査の都道府県別公表が廃止されたことから、直近の農林業センサスの結果である平成17年の80,597戸で、主業農家、準主業農家、副業的農家の割合は、それぞれ17.7%、30.7%、51.6%となっています。なお、65歳未満の農業専従者がいる主業農家は11,866戸となっています。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す「認定農業者」については、関係機関・団体の一体的な取組みにより、年々、その数が増加し、平成22年3月末で6,782件となっています。

総農家数等の推移

(単位：戸、%)

項 目	平成11年(基準年) 1	平成15年 1	平成16年 1	平成17年 2	17/16
総農家数	115,480	106,710	105,240	104,423	99.2
販売農家数	95,720 (100.0)	86,870 (100.0)	85,350 (100.0)	80,597 (100.0)	94.4
主業農家数	11,670 (12.2)	14,100 (16.2)	13,570 (15.9)	14,287 (17.7)	105.3
うち65歳未満の農業専従者がいる農家数	10,190	12,110	11,980	11,866	99.0
準主業農家数	22,810 (23.8)	25,170 (29.0)	24,420 (28.6)	24,761 (30.7)	101.4
副業的農家数	61,240 (64.0)	47,600 (54.8)	47,360 (55.5)	41,549 (51.6)	87.7
経営耕地					
規模別農家数					
0.5ha未満	12,380 12.9	15,220 17.5	15,160 17.8	12,868 16.0	84.9
0.5～3.0ha	75,840 79.2	64,010 73.7	62,610 73.4	59,930 74.4	95.7
3.0ha以上	7,490 7.8	7,630 8.8	7,580 8.9	7,799 9.7	102.9

1 出典：農業構造実態調査。農林業センサスの中間年において、毎年1月1日現在で農林業センサス時の販売農家を母集団として層化抽出による標本調査で調査したもの。なお、国の統計業務の見直しに伴い、平成18年より都道府県ごとのデータが公表されないこととなった（以下、同様）。

2 出典：2005年農林業センサス。農林業センサスは、5年に1度、2月1日現在の総農家を対象として全数調査で調査したもの（以下、同様）。

注 販売農家数は、端数処理のため、一致しない場合がある。

認定農業者数の推移

(単位：件)

項 目	平成11年度(基準年)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	21/20
認定農業者数	4,001	5,613	6,141	6,398	6,647	6,782	102.0(%)

(出典：農業担い手課調べ)

イ 農家人口及び農業就業人口

全国の農業就業人口は、年々減少（平成21年：289万5千人）する一方、65歳以上の農業就業者が約6割を占め（平成21年：61.4%）高齢化が進んでいます。

本県の農業就業人口は135,010人（平成17年）と平成12年以降減少傾向にあるなかで、65歳以上の割合は年々増加し、全体の60.6%を占めています。

農家人口及び農業就業人口の推移

(単位：人、()内は%)

項目	平成11年(基準年) 1	平成15年 1	平成16年 1	平成17年 2	17/16
農家人口	487,670	423,150	412,450	378,211	91.7
農業就業人口	136,720 (100)	142,120 (100)	139,750 (100)	135,010 (100)	96.6
男性	58,620 (42.9)	60,330 (42.5)	59,320 (42.4)	60,979 (45.2)	102.8
女性	78,100 (57.1)	81,790 (57.5)	80,430 (57.6)	74,031 (54.8)	92.0
65歳未満	65,020 (47.6)	59,680 (42.0)	58,090 (41.6)	53,223 (39.4)	91.6
65歳以上	71,700 (52.4)	82,440 (58.0)	81,660 (58.4)	81,787 (60.6)	100.2

1 出典：農林水産統計（農業構造動態調査）

2 出典：2005年農林業センサス

ウ 新規就農者

平成22年度調査の新規就農者数は、農業分野における緊急雇用対策等の取組みにより、前年度と比較し31人増加し、県全体で192人となりました。

特に、新規参加者は、農業法人等への就農が増加したことから、初めて、Uターン就農者を上回りました。

新規就農者の推移

(単位：人)

項目	平成11年度(基準年)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	22・21
新規学卒者	45	25	32	22	16	27	11
Uターン就農者	59	78	78	53	100	82	-18
新規参加者	10	13	18	23	45	83	38
計	114	116	128	98	161	192	31

(出典：農業振興課調べ)

調査基準日は、毎年5月1日。調査対象期間は5月2日から当該年5月1日までの1年間である。

エ 農作業の受委託

2005年農林業センサスの結果によると農作業の受委託状況は、水稻作業を委託した経営体が44,067戸（総経営体の約54%）となっています。一方、農作業を受託した経営体は6,619戸で、ほとんどが水稻作業を受託しています。

オ 農用地の利用集積

平成20年度（平成21年3月現在）の農用地利用集積面積は、57,243haで、前年に比べて1,773ha増加しました。

そのうち、認定農業者への利用集積面積は37,991haで、前年に比べて2,063ha増加しました。

農用地の利用集積

(単位：ha)

項目	平成11年度(基準年)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	20・19
農用地利用集積面積	46,870	49,223	53,018	55,470	57,243	1,773
認定農業者への集積面積	23,145	30,936	33,942	35,928	37,991	2,063
認定農業者への集積率 (%)	49.4(%)	62.8(%)	64.0(%)	64.8(%)	66.4(%)	-

(出典：農業担い手課調べ)

カ 耕地面積

耕地面積は減少が続き、平成21年は、前年に比べて700ha減の150,300haとなりました。

耕地面積の推移

(単位：ha)

項 目	平成11年(基準年)	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	21/20(%)
田	112,000	107,400	106,900	106,300	105,900	105,500	99.6(%)
普通畑	33,300	32,400	32,400	32,200	32,100	31,900	99.3(%)
樹園地	8,610	7,770	7,710	7,550	7,460	7,370	98.8(%)
牧草地	6,020	5,660	5,690	5,660	5,630	5,610	99.6(%)
計	160,000	153,200	152,600	151,800	151,000	150,300	99.5(%)

(出典：農林水産統計(平成21年耕地面積(7月15日現在))

合計値は、端数処理のため一致しない。

キ 耕作放棄地

耕作放棄地の面積は、2005年農林業センサスの結果(土地持ち非農家を含む)によると21,708haとなり、2000年調査に比べ1,548ha増加しました。2000年調査を比較した2005年調査の本県増加率は7.7%で、全国平均の12.5%を下回っています。

農用地の整備

平成21年までのほ場整備済み面積は、田72,862ha(整備率69%)、畑16,696ha(整備率37%)で、田畑合計の整備率は60%となっています。

また、田の整備のうち、大区画ほ場(一区画が1ha以上のほ場)整備面積は2,724haとなっています。

農用地の整備

(単位：ha)

項 目	平成11年(基準年)	平成19年	平成20年	平成21年	21/20(%)
整備済みの田の面積(整備率)	69,671 (62)	72,473 (68)	72,673 (69)	72,862 (69)	100.3(%)
うち大区画ほ場整備面積	1,952	2,660	2,703	2,724	100.8(%)
整備済みの畑の面積(整備率)	16,480 (34)	16,677 (37)	16,687 (37)	16,696 (37)	100.1(%)
合 計	86,152 (54)	89,150 (59)	89,360 (59)	89,558 (60)	100.2(%)

(出典：農業基盤整備課調べ)

合計値は、端数処理のため一致しない。

農家経済

平成20年における本県の販売農家1戸当たりの農業所得は1,236千円で、前年を3.4%下回りました。農外所得と年金・被贈等の収入を加えた農家総所得は3,924千円となり、前年より9.6%減少しました。

一方、65歳未満の農業専従者のいる主業農家では、平成20年の農業所得3,922千円、農家総所得5,666千円と前年より減少したものの、販売農家1戸当たりの平均に比べ、農業所得の減少幅は小さくなっています。

農家所得

(単位：千円)

項	目	平成11年(基準年)	平成18年	平成19年	平成20年	20/19(%)
販売農家1戸当たり平均	農業所得	1,081	1,317	1,279	1,236	96.6(%)
	農外所得	5,245	1,541	1,511	1,386	91.7(%)
	年金・被贈等	1,998	1,382	1,523	1,292	84.8(%)
	農家総所得	8,324	4,259	4,343	3,924	90.4(%)
	農業依存度(%)	17.1(%)	45.8(%)	45.4(%)	47.0(%)	-
65歳未満の農業専従者がいる主要農家	農業所得	4,767	4,139	3,961	3,922	99.0(%)
	農外所得	1,091	678	840	773	92.0(%)
	年金・被贈等	1,609	1,030	1,013	920	90.8(%)
	農家総所得	7,557	5,921	5,809	5,666	97.5(%)
	農業依存度(%)	81.4(%)	84.6(%)	82.6(%)	82.6(%)	-

(出典：福島県農林水産統計年報(農業経営統計調査))

データの引用先である国の農業経営統計調査において、平成16年の実績から農業従事60日未満の世帯員の農外所得及び年金・被贈等を含まない扱いとしている。

農業生産

ア 農作物の作付面積

農作物の作付面積は、年々減少しており、平成20年は、129,200haとなりました。

田畑別では、田に比べ、畑の減少割合が高くなっています。

主要農作物の作付面積の推移

(単位：ha)

作物	平成11年(基準年)	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	21/20
水 稲	82,300	82,600	82,600	81,300	80,700	99.3(%)
小 麦	95	411	491	482	467	96.9(%)
大 豆	3,640	3,520	3,310	3,310	3,190	96.4(%)
そ ば	3,490	2,970	2,990	3,300	3,190	96.7(%)
野 菜	16,333	15,097	14,898	14,899	-	-
果 樹	8,370	7,690	7,650	7,560	-	-
花 き	792	741	736	697	-	-
工芸農作物	2,280	1,560	1,480	1,400	-	-
飼肥料作物	18,059	14,100	14,000	14,000	14,100	100.7(%)
農作物作付面積合計	139,000	131,000	130,400	129,200	-	-
うち 田	97,900	94,200	94,000	93,200	-	-
うち 畑	41,100	36,800	36,400	36,000	-	-

(出典：農林水産統計(平成20年農作物(栽培)延べ面積及び耕地利用率))

「花き」は福島県調べ、「野菜」には「いも類」を含んでいる。

作付面積の合計には、このほかに小麦以外の麦類、大豆以外の麦類、種苗等を含んでいる。

イ 耕地利用率

耕地利用率は低下傾向にあり、平成20年は、平成19年に比べて0.3ポイント減の85.6%となっています。

耕地利用率の推移

(単位：%)

項目	平成11年(基準年)	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	21・20(%)
田	87.4	88.3	88.1	88.3	88.0	-0.3 (pt)
畑	85.6	81.2	80.3	80.0	79.8	-0.2 (pt)
計	86.9	86.1	85.8	85.9	85.6	-0.3 (pt)

(出典：農林水産統計(平成20年農作物(栽培)延べ面積及び耕地利用率))

1：耕地利用率(%) = 作付(栽培)延べ面積 ÷ 耕地面積 × 100

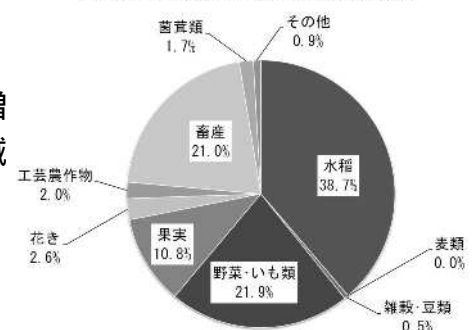
2：農地かい廃や田畑転換等によって耕地面積に変動があるため、農作物の作付(栽培)延べ面積の増減と耕地利用率の動向は一致しない場合がある。

ウ 農業産出額

平成20年の農業産出額(菌茸類を含む)は2,548億円と、前年に比べ62億円増加しました。

これは、米価の回復及び豚、鶏の産出額の増加が、野菜、果実、花き、肉用牛の産出額の減少を上回ったことによるものです。

平成20年農業産出額の作物別割合



農業産出額の推移

(単位：億円、%)

作物	平成11年(基準年)	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	20/19(%)
水稲	1,188 (41.5)	1,012 (39.8)	975 (38.3)	901 (36.2)	987 (38.7)	109.5
麦類	1 (0.0)	1 (0.0)	1 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	-
雑穀・豆類	21 (0.7)	16 (0.6)	15 (0.6)	12 (0.5)	13 (0.5)	108.3
野菜・いも類	560 (19.6)	518 (20.4)	546 (21.5)	569 (22.9)	557 (21.9)	97.9
果実	311 (10.9)	267 (10.5)	284 (11.2)	293 (11.8)	275 (10.8)	93.9
花き	81 (2.8)	74 (2.9)	66 (2.6)	70 (2.8)	65 (2.5)	92.9
工業農作物	84 (2.9)	56 (2.2)	51 (2.0)	47 (1.9)	50 (2.0)	106.4
畜産	527 (18.4)	529 (20.8)	537 (21.1)	525 (21.1)	535 (21.0)	101.9
菌茸類	61 (2.1)	43 (1.7)	45 (1.8)	45 (1.8)	43 (1.7)	95.6
その他	30 (1.0)	27 (1.1)	25 (1.0)	24 (1.0)	23 (0.9)	95.8
計	2,864 (100)	2,543 (100)	2,545 (100)	2,486 (100)	2,548 (100)	102.5

(出典：生産農業所得統計(平成20年農業産出額(農業地域、都道府県別))

- 計は、端数処理のため一致しない場合がある。「その他」には、養蚕、種苗及び加工農産物が含まれる。
- 平成19年度から算出方法が変更され、県内市町村間で取引された中間生産物、水田・畑作経営安定対策(品目横断的経営安定対策)の導入により、麦・大豆等の該当作物の産出額に含まれていた交付金の一部が産出額に計上されない扱いとなったことから、過去の数値と単純に比較することはできない。
- 平成17年、平成18年の計の[]書きは、平成19年に変更された算出方法をあてはめた場合の産出額

農畜産物の生産動向

ア 稲

平成21年産の水稻の作付面積は、県全体で80,700haで、品種別作付面積の割合はコシヒカリ65.4%、ひとめぼれ20.1%と、この2品種で全体の9割近くを占めており、米価の低迷等を背景に販売単価の高い銘柄品種に作付けが集中しています。

項目	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	21/20(%)
水稻の作付面積 (ha)	82,600	82,600	81,300	80,700	99.3
収 穫 量 (t)	433,700	445,200	438,200	436,600	99.6
10a当たり収量 (kg/10a)	525	539	539	541	100.4

品目別作付面積の割合 (%)	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
コシヒカリ	61.9	60.9	62.6	65.4
ひとめぼれ	25.4	25.9	24.8	20.1

作柄は、全もみ数がやや少なく、登熟がやや良となったことから、作況指数101の平年並みでした。

作況指数	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
県全体	98	100	100	101
中 通 り	98	101	100	101
浜 通 り	96	99	97	99
会 津	98	100	103	100

稲作農家のうち、5ha以上（作業受託面積を含む）を経営する農家数は、1,638戸と増加しました。

項目	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	21/20(%)
大規模稲作農家数 (戸)	1,429	1,469	1,578	1,638	103.8

イ 小麦・大豆・そば

平成21年産の小麦については、作付面積・収穫量ともに減少しました。

項目	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	21/20(%)
小麦の作付面積 (ha)	411	491	482	467	96.9
収 穫 量 (t)	851	889	989	806	81.5

平成21年産の大豆は、作付面積は前年並みでしたが、販売を目的として生産している大豆団地（1ha以上）は141団地、1,287haとなりました。また、10a当たり収量は、前年並みの146kg、収穫量は4,660tとなりました。流通量（検査数量）は、昨年度より減少し1,779tとなりました。

項 目	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	21/20(%)
大豆の作付面積 (ha)	3,520	3,310	3,310	3,190	96.4
大豆団地(1ha以上)数	131	137	147	141	96.6
大豆団地(1ha以上)面積	945	1,075	1,268	1,287	101.5
10a当たり収穫量 (kg/10a)	104	129	147	146	99.3
収 穫 量 (t)	3,660	4,270	4,860	4,660	95.9
流通量(検査数量) (t)	943	1,314	1,801	1,779	98.8

そばは、会津地方を中心に栽培されており、作付面積は北海道、山形県に次ぐ全国3位となっています。平成21年産のそばは、播種の遅れと湿害の発生及び、9月中旬の低温の影響による登熟不良のため、収穫量は前年の半分程度に減少しました。

項 目	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	21/20(%)
そばの作付面積 (ha)	2,970	2,990	3,300	3,190	96.7
収 穫 量 (t)	1,900	1,560	1,910	971	50.8

ウ 野菜

本県の主力品目であるきゅうりの作付面積は、896haとほぼ前年並みでした。

一方、トマトの作付面積は、486haと減少しました。収穫量も、主要作型である夏秋栽培において日照不足や低温の影響を受けて減少したため、前年対比で94.0%となりました。

項 目	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	21/20(%)
きゅうり 作付面積 (ha)	922	920	898	896	99.8
収 穫 量 (t)	52,300	53,600	53,500	53,900	100.7
ト マ ト 作付面積 (ha)	522	517	506	486	96.1
収 穫 量 (t)	30,500	32,300	33,200	31,200	94.0

(出典：「作物統計調査」農林水産省)

アスパラガスは、会津地方4JAで、アスパラガスを経営の柱とする生産者の育成やグリーン・ホワイト・パープルの3色アスパラガスのセット販売などにより、特徴的な産地づくりに取り組んでいます。

ブロッコリーは、半自動移植機の導入等により省力化が進められ、作付面積が増加しています。

項 目	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	21/20(%)
アスパラガス 作付面積 (ha)	338	374	374	363	97.1
ブロッコリー 作付面積 (ha)	227	338	358	417	116.4

(出展：園芸課調べ)

エ 果樹

平成21年産の樹種別生産動向では、ももの栽培面積1,790haで全国2位を維持しており、収穫量は、収穫期ごろの降雨の影響等により前年比94.7%と減少しました。主な栽培品種は、中生の「あかつき」や晩生の「川中島白桃」、「ゆうぞら」などとなっています。

りんごは、栽培面積が減少を続け、収穫量は前年比97.4%となりました。栽培品種は「ふじ」が大半を占めており、着色が早く、早期収穫が可能な「優良着色系ふじ」への改植が進んでいます。

日本なしは、栽培面積が減少していますが、収穫量は前年比100.4%と前年並でした。県オリジナル品種「涼豊」は、いわき地方を中心に導入が進んでいます。

ぶどうの栽培面積は横ばいとなっていますが、県北地方における雨よけ施設の導入や、県のオリジナル品種「あづましずく」の県中地方での産地化により、収穫量は104.4%と増加しました。

項 目	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	21/20(%)
も も 栽培面積 (ha)	1,760	1,800	1,790	1,790	100.0
収 穫 量 (t)	29,800	27,800	31,800	30,100	94.7
り ん ご 栽培面積 (ha)	1,570	1,540	1,510	1,460	96.7
収 穫 量 (t)	32,400	35,100	37,800	36,800	97.4
日本なし 栽培面積 (ha)	1,210	1,180	1,170	1,160	99.1
収 穫 量 (t)	22,300	22,700	25,500	25,600	100.4
ぶ どう 栽培面積 (ha)	295	295	292	293	100.3
収 穫 量 (t)	3,020	3,340	3,210	3,350	104.4

(出典：「果樹生産出荷統計」農林水産省)

オ 花き

平成21年産の花きの作付面積は724haで、前年比103.9%と増加しました。品目別にみると、きくは増加し、トルコギキョウ、鉢物類が減少しました。

項 目	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	21/20(%)
花 き 作付面積 (ha)	741	736	697	724	103.9
き く 作付面積 (ha)	125	126	123	128	104.1
宿根かすみそう 作付面積 (ha)	62	59	56	56	100.0
り ん ど う 作付面積 (ha)	41	39	40	40	100.0
トルコギキョウ 作付面積 (ha)	30	31	32	30	93.8
鉢 物 類 作付面積 (ha)	42	40	41	37	90.2

(出典：園芸課調べ)

カ 工芸農作物及び養蚕

葉たばこ、こんにゃくいもなどの工芸農作物は、中山間地域の主要作物として栽培されています。

葉たばこの作付面積は、年々減少しています。

こんにゃくいもは、国産品に対する消費者ニーズに対応し昨年よりも増加しました。

養蚕は、生産者の高齢化等により年々減少しており、平成21年産の収繭量は48tとなりました。

項目	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	21/20(%)
葉たばこ 作付面積 (ha)	1,304	1,224	1,144	1,054	92
こんにゃくいも 作付面積 (ha)	33	27	31	42	135
収繭量 (t)	65	57	51	48	94

(出典：園芸課調べ)

キ 畜産

乳用牛は、計画生産等の影響から、平成21年度（平成22年2月1日現在、以下同じ）の飼養戸数567戸、飼養頭数17,600頭と減少しましたが、1戸当たり飼養頭数は31.0頭に増加しました。

肉用牛は、平成21年度の飼養戸数4,300戸、飼養頭数78,200頭、1戸当たり飼養頭数18.2頭と前年度に比べ減少しました。

豚は、平成20年度（平成21年2月1日現在、以下同じ）の飼養戸数136戸、飼養頭数200,400頭となっており、1戸当たり飼養頭数1,473.5頭と年々増加しています。

ブロイラーは、平成20年度の飼養戸数45戸、飼養羽数1,109千羽に減少しましたが、1戸当たり飼養羽数は、24.6千羽とほぼ横ばいでした。

採卵鶏は、平成20年度の飼養戸数64戸と変わらなかったものの、飼養羽数5,698千羽、1戸当たり飼養羽数65.1千羽と減少しました。

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	21/20(%)
乳用牛 飼養戸数 (戸)	699	641	590	567	96.1
飼養頭数 (頭)	20,700	19,500	17,900	17,600	98.3
1戸当たり飼養頭数 (頭)	30.5	30.4	30.3	31.0	102.3
肉用牛 飼養戸数 (戸)	4,830	4,730	4,480	4,300	96.0
飼養頭数 (頭)	83,600	83,400	83,700	78,200	93.4
1戸当たり飼養頭数 (頭)	17.3	17.6	18.7	18.2	97.3
豚 飼養戸数 (戸)	153	145	136	-	-
飼養頭数 (頭)	206,200	200,400	200,400	-	-
1戸当たり飼養頭数 (頭)	1,347.7	1,382.1	1,473.5	-	-
ブロイラー 飼養戸数 (戸)	50	47	45	-	-
飼養羽数 (千羽)	1,271	1,157	1,109	-	-
1戸当たり飼養羽数 (千羽)	25.4	24.6	24.6	-	-
採卵鶏 飼養戸数 (戸)	63	64	64	-	-
飼養羽数 (千羽)	5,788	5,779	5,698	-	-
1戸当たり飼養羽数 (千羽)	67.0	65.3	65.1	-	-

(出典：「畜産統計」及び「食鳥流通統計」)

ク 菌茸類

平成21年の栽培きのこ類の総生産量は、5,995 t（前年比109.8%）と前年に比べ増加しています。

全体の52%を占める生しいたけの生産量は3,119 t（前年比108.9%）で、うち菌床栽培が78%を占めています。

また、なめこの生産量は2,136 t（前年比112.8%）となりました。

項 目	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	21/20(%)
栽培きのこ総生産量 (t)	5,635	5,723	5,459	5,995	109.8
生しいたけ生産量 (t)	2,784	2,847	2,864	3,119	108.9
なめこ生産量 (t)	2,128	2,149	1,893	2,136	112.8

（出典：林業振興課調べ）

(3) 地方の動向

県北地方

「目指せ、21世紀をになう果樹を主体とした都市近郊型園芸複合産地」の実現に向け、「水田農業改革の着実な推進」「担い手の経営力の強化」「『ふくしま食・農再生戦略』の着実な推進」等に重点的に取り組みました。

水田農業改革の着実な推進及び担い手の経営力の強化については、二本松地区において新たにロールベラー、ラッピングマシン等の機械が導入されたことなどにより、WCS用稲の作付面積が前年度比12ha増の98haになりました。また、新規就農者数においては、随時及び定期的な相談窓口の設置（毎月19日）などにより55名を確保することができ、前年度と比べ29名の増加となりました。

「ふくしま食・農再生戦略」の着実な推進については、関係機関・団体との緊密な連携のもと、県北あぶくま農業応援隊の活動やグリーン・ツーリズムの推進への支援など、総合的な施策展開を図りました。

東北最大級のファーマーズマーケットがオープン！

平成21年7月、東北最大級の規模となる「JA伊達みらいファーマーズマーケット「みらい百菜館『んめ～べ』」が伊達市雪車町にオープンしました。ももを始めとした季節のくだものほか、きゅうりなどの地場野菜、農産加工品、手作りパンなどを豊富に取りそろえ、地元農産物の消費拡大と地域農業の活性化が期待されます。



(みらい百菜「んめ～べ」の様子)

米粉製粉機の導入

平成21年10月、「JA新ふくしま」に米粉製粉機が導入され、地元で生産された米粉を活用した米粉パンなどが「JA農産物直売所「ここら」」などで販売されています。今後、米粉パン等の様々な米粉製品の消費拡大により、地産地消の推進と新規需要米の生産拡大が期待されます。



(導入された米粉製粉機)

県中地方

『高速交通体系を活用した農林業の振興と生き生きとした阿武隈の里づくり』の実現に向け、「園芸作物の振興」、「担い手の育成」、「環境保全型農業の推進」等に取り組みました。

園芸作物の振興については、県中地方の最重点品目である夏秋きゅうりの振興に向け、防虫ネット被覆栽培の導入支援、病害虫対策など、関係機関・団体が一体となって実施しました。また、郡山市では、アスパラガスの栽培面積が前年比3割増の708aまで増加しました。

担い手の育成については、関係機関が連携して認定農業者の育成、確保を図るとともに、JAの無料職業紹介所の運営支援、求職者の技術向上のための研修会の開催などに取り組みました。

環境保全型農業の推進については、県中地方環境と共生する農業推進会議を核にエコファーマー制度の周知を図るなど、エコファーマーの認定促進や有機栽培、特別栽培の普及拡大に取り組みました。

アンテナショップ「逸品市場」の取組み

郡山市の中心市街地にある空き店舗を利用して「県中地方農産加工品アンテナショップ『逸品市場』」を平成21年5月に開設しました。この施設は、県中地方で生産された農産加工品等を広く紹介、販売することで、農業の振興を図るとともに、求職者の安定的な雇用機会の創出を目的に設置しました。

平成21年度末までに延べ259品目を取り扱われ、うち県中地方で製造された商品は153品目でした。また、「逸品市場」では独自の商品開発にも取り組み、米粉ギョウザが商品化されました。



(「逸品市場」の様子)

アスパラガス新産地育成に向けた取組み

郡山市では、アスパラガスを最重点推進品目に位置づけ、県オリジナル品種「ハルキタル」の活用や、新規作付地区を中心とした濃密な栽培指導の実施などにより、産地の拡大・定着を図り、平成21年度は露地2期どりを中心に、生産者約60名、作付面積約7haまで増加しました。



(新規作付ほ場の現地指導の風景・郡山市)

県南地方

「21世紀をリードする力強い農業豊かな農村 in “しらかわ”」を目指し、「園芸産地の育成・強化」、「担い手の育成・確保対策の強化」、「環境と共生する農業の推進」等に取り組みました。

園芸産地の育成・強化については、既存産地再生や新産地育成に向け、生産安定に必要な技術支援や省力化機械・施設の導入を支援しました。特に、ブロッコリーの栽培面積は198haまで増加するなど、園芸産地の拡大が図られています。

担い手の育成・確保については、認定農業者の経営目標等の実現に向けたフォローアップ等を行いました。また、意欲ある農業者を認定農業者や新規就農者への誘導を図った結果、新たに40名、8名の農業者が認定となりました。さらに、農業法人等における雇用創出や企業の農業参入を誘導し、21名の雇用創出と2社の農業参入が図られました。

環境と共生する農業の推進のうち、エコファーマーについては、園芸作物の生産部会単位での認定が大幅に増え、平成21年度末のエコファーマーは前年比約2割増の1,333名となりました。

県南地域における魅力あるイチゴ産地の育成

県南地域のイチゴ産地では、新規栽培者の増加、個々の規模拡大等により栽培面積及び出荷量ともに増加傾向にあります。主に、東白川郡を中心に約10ha栽培され、県オリジナル品種「ふくはる香」の栽培面積も3.1haと県内一の産地となっています。

農林事務所では、生産と出荷の高位安定を目指し、現地指導会や研修会を開催するとともに、戦略的産地づくり総合支援事業等を活用した施設導入等を支援するなど、イチゴ産地の育成を図っています。また産地では知名度向上のため、出荷パック毎に品種名表示したシールを貼付するなどの活動に取り組んでいます。



(現地指導会の様子)

福島県企業等農業参入実践活動支援事業第1号

山菜、煮物等の料理素材を下処理した水煮商品等を製造・販売している白河市の食品製造販売業「桜乳業株式会社」では、国内生産者の高齢化等により山菜等の確保が困難な状況となっていることや、数年前の中国産ぎょうざ事件を契機とした消費者の国産要望の高まりに対応して、加工原材料を自社で生産することを目指し、同社所有地でフキ栽培に取り組んでいます。

自社所有地でのフキの試験栽培を行ったところ良好な結果が得られたため、平成22年度は、福島県企業等農業参入実践活動支援事業を活用して20a分のフキの種苗を購入し、本格的に栽培することとしています。



(フキ収穫の様子)

会津地方

『美しい自然と豊かな資源を生かした「新しい世紀の会津農業」』を目指し、「水田農業の確立と園芸作物の振興」、「農業と観光の連携強化」、「消費者等との連携と農業・農村への理解の促進」、「中山間地域の活性化」等を中心に施策を展開しました。

「水田農業の確立と園芸作物の振興」では、「会津エコ米」など環境にやさしい米づくりを推進した結果、有機栽培米は95ha、特別栽培米は1,882ha、エコファーマーによる栽培は10,211ha、全体で12,192haとなり、昨年より大幅に増加しました。りんどうは本格出荷を迎えたほ場が増えたことから出荷量が拡大しました。アスパラガスは、ブランド化の一環として農業者と食品加工業者との連携によるプライベートブランド商品の販売が開始されました。

また、「消費者等との連携と農業・農村への理解の促進」については、森林環境税のPR事業を兼ねて、“親子で参加！「会津の森と大地の恵み探検隊！」”を開催し、消費者と農業者・地元ホテルシェフ等の交流が深まり、会津地方の農林業についての理解を深めることができました。

さらに、「中山間地の活性化」では、奥会津4町1村において、首都圏での農産物等の販売活動が開始されました。

“親子で参加！「会津の森と大地の恵み探検隊！」”を開催

「ふくしま食と農の絆づくり運動」県推進本部の平成21年度の統一テーマ「子ども達との絆づくり」の一環として、平成21年9月に森林環境税のPR事業を兼ねて、“親子で参加！「会津の森と大地の恵み探検隊！」”を開催しました。消費者等40名が参加し、水源の森づくりの探検（現地見学）や農産物・きのこの収穫・試食体験と農林業関係者等との交流を通して、会津地方の農林業の現状について参加者の理解を深めることができました。



（料理体験の様子）

奥会津5町村による農産物等の販売促進

奥会津の只見町、柳津町、三島町、金山町、昭和村では、平成21年3月に地域の活性化を目指して「奥会津五町村活性化協議会」を設置しました。

協議会では、都内のNPO法人「ふるさと往来クラブ」と連携し、首都圏常設アンテナショップや商店街イベント参加、専用の移動販売車「奥会津フレッシュ便」による農産物等の販売と地域情報発信などの活動に加え、三島町内の道の駅「尾瀬街道みしま宿」農産物直売所などに出荷する生産者を中心に農産物直売組織「産直・こまなかせ」が平成21年4月に発足し、品質向上に向けた活動が展開されています。



（アンテナショップ
「奥会津歳時記市場」）

南会津地方

『豊かな自然を生かした園芸産地とやすらぎの里づくり』を目指し、「担い手の育成・確保」、「グリーン・ツーリズムの推進」、「遊休農地の利用促進と環境にやさしい農業の推進」等を中心に施策を展開しました。

南会津地域の農業を支える担い手への総合的な支援を進めた結果、法人雇用を含む13名の新規就農者が確保されたほか、認定農業者数も225経営体となりました。

グリーン・ツーリズムの推進については、小規模農家民宿が前年度比81軒増の135軒となるとともに、教育旅行についても、「只見町子ども農家体験協議会」が新たに国の「体制整備型受入モデル地域」に認定され、地域の受入体制の整備が一層促進されました。

遊休農地の利用促進については、新たに6.7haでそば等が作付けされたほか、下郷町に進出している農業生産法人が、プロッコリー等の土地利用型野菜45.5haを作付けするなど、大きな成果を上げています。

さらに、酒米、アスパラガス、南郷トマトでは、南会津地方における安全・安心な農産物の生産及び環境に配慮した農業の推進のため、GAPの導入に取り組んでいます。

県内初の滞在型市民農園が開設！

下郷町に県内初となる滞在型市民農園「クラインガルテン下郷（愛称：ファームランドしもごう）」が整備され、平成22年4月にオープンしました。

平成21年度は、管理棟を兼ねた「クラブハウス」と「ラウベ（簡易休憩施設）」10棟を整備し、平成22年2月から利用者を募集したところ、県内外から40件もの問い合わせがありました。

利用者の募集と同時に、地元住民による「クラインガルテン下郷ふれあい支援協議会」も発足し、県内での二地域居住に対する取組みのモデルケースとしての役割が期待されます。



（クラインガルテン下郷）

ジャマ者を逆手に『ゆきぐに農業推進』

豪雪地帯の南会津地方では、厄介者の雪を逆手にとり、南会津でとれる野菜に付加価値を付けて販売しようと「南会津地方“ゆきぐに農業”推進事業」を実施しました。

昔から降雪の直前に収穫した野菜を雪室で保存し、冬場に掘り出して食べる方法が行われていました。

いったん雪に覆われてしまえばその下は温度も一定に保たれ、野菜を凍るか凍らないくらいの温度のところに保存すると、野菜自身が凍らないようにデンプンを糖分に変え、甘くなると言われています。

降雪後も収穫せず、畑に植え続ける「雪下野菜」は、試食会で「甘みがある」「味が染み込みやすい」など、その優位性が示され、南会津地方の「雪」という地域資源を生かした「雪下野菜」のブランド化の可能性が見えてきました。



（雪下野菜[キャベツ]の収穫）

相馬地方

「温暖な気候を生かした21世紀の多彩な農業の確立」を目指し、循環型農業の推進、地域特性を生かした農業振興等を中心に施策を展開しました。

循環型農業の推進については、JA等と連携して持続性の高い農業生産方式による栽培技術の定着化やエコファーマーを起点とした組織的な誘導等を行った結果、平成21年度末のエコファーマーの認定者数が4,834人、また、相馬地方を中心に水稻の特別栽培の面積が3,391haと、前年に比べ698haの大幅増加となりました。

地域特性を生かした農業振興については、ほ場整備事業実施地区を中心に、収益性の高い水田農業経営と集落営農を一体的に推進した結果、48地区575haで大豆の生産が行われるなど、県内でも有数の大豆団地が形成されました。

また、温暖な気候特性を生かした魅力ある園芸産地づくりを進めるため、「ふくしまグリーンベルト形成プロジェクト」に基づく取組みにより、生産流通施設の計画的な整備や法人等による大規模作付等が推進され、ブロッコリーやキャベツ、アスパラガス等を中心に園芸産地の拡大が図られました。

企業参入による遊休農地の解消と園芸産地づくりの新たな取組み

「有限会社福相建設」では、遊休化していた飯館村小宮地区の草地を、農業経営基盤強化促進法の特定法人貸付事業により借り受けて、「耕せふくしま！遊休農地再生事業」により畑地化し、ブロッコリー7ha、キャベツ1ha等を作付け、概ね平均並の収量を得ています。



(再生されたブロッコリーほ場)

収穫ピーク時の労働力調整、大規模ほ場に適した作業機械の導入、他品目導入による連作障害の回避などの課題はあるものの、平成22年度もブロッコリーの作付前に加工用馬鈴薯を導入するなど、農地の有効利用を図りながら収益の向上を目指しています。

南相馬市有機農業推進協議会が発足しました！

南相馬市には、22名の水稻の有機栽培者と、水稻の有機栽培に関する組織が3つあり、これらの生産者、生産組織が集まり、平成21年4月に「南相馬市有機農業推進協議会」が発足しました。

協議会では、南相馬市の自然環境や食の安全・安心について農業面から考えていくことを基本方針とし、「未来を考える農業・自然と共生する農業・信頼をつくる農業」をテーマに掲げて、地域における有機農業の技術向上、啓発・普及活動などを行うこととしています。



(有機農業推進イベントの様子)

いわき地方

『サンシャインいわき・山嶺（みね）から洋（うみ）につながる農業』をキャッチフレーズに、水田農業改革や園芸特産物の産地形成等を中心に施策を展開しました。

水田農業改革については、収益性の高い農業経営と活力ある生産構造の確立を目指して、多様な米作りを推進した結果、環境と共生する米づくりの取組みが進み、直播栽培については、団地面積が拡大されました。

大豆の生産振興では団地化による作付けが拡大され、新規団地が形成されました。

農地の効率的利用については、担い手への農地利用集積に対する支援として、農地保有合理化事業等を実施し、農地利用集積面積は1,757haとなっています。

園芸作物については、いわき地方の温暖な気候を生かしたグリーンベルト形成のため産地戦略に基づき、プロジェクトチーム等推進体制を整備して生産振興に努めました。

さらに、環境と共生する農業の推進では、エコファーマーを新規に196件認定し、合計695件となりました。

また、集落営農や担い手の育成については、JAいわき市担い手・集落営農支援センター等の関係機関と連携を密にして、総合的な施策の展開を図りました。

いわき市初の県認定有機栽培の取組み

いわき市山田町地内のネギ生産者が、7月10日に福島県からJAS有機の認定を受けました。県がいわき市内の野菜類で認定を行ったのは今回が初めてです。

この生産者は、4年前から無農薬・無化学肥料で栽培を継続し、一昨年末からJAS有機申請に向けていわき農林事務所が申請書の作成等を支援して6月に申請し、認定されました。有機でありながら収量や品質は慣行栽培と遜色無く、生産者の努力が実った成果として、管内の目標となっています。



（有機ネギの栽培状況）

集落営農組織から発展した「(株)ゆいのさと駒込」の農業経営

平成16年度から約40haのほ場整備事業を実施している大野第一地区では、担い手や後継者不足などの課題を解決するため、集落内で話し合いを進め、平成18年7月に「大野第一地区農用地利用改善組合」を設立しました。

平成20年3月、ライスセンター組織から発展した担い手5名で構成する「株式会社ゆいのさと駒込」を設立、4月には農業生産法人、5月には認定農業者となりました。この間、大野第一地区農用地利用改善組合は、(株)ゆいのさと駒込に約20ha(約52%)の農地を集積し、平成20年から生産調整に対応するための大豆作付けや、秋冬ブロッコリーの栽培、さらに、平成21年度からはいちご栽培を計画し、戦略的産地づくり総合支援事業を活用して、約30aの低コスト耐候性ハウス、高設栽培施設を導入しました。



（平成21年度に導入した
汎用コンバイン）

(4) 農作物等の気象災害

～ 農作物等の被害状況 ～

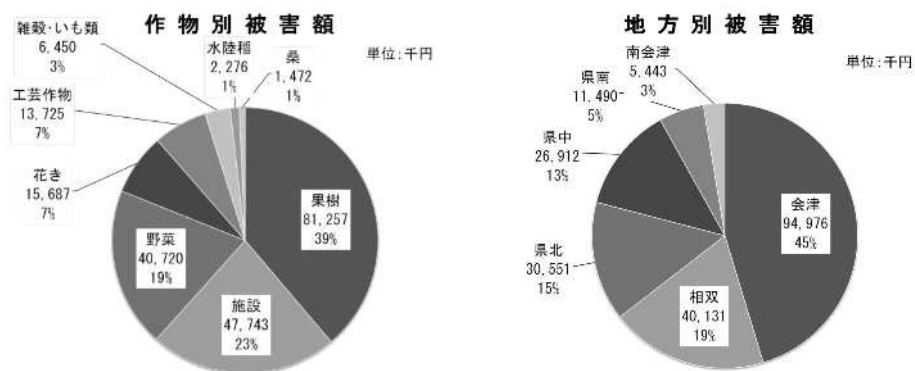
平成21年度は、凍霜害、風害、水害、ひょう害、雪害が計17件発生し、県内の農作物等被害額は2億1千万円となりました。

また、10月8日に本県を縦断した台風18号により、会津地方の農業用施設を中心に6千万円余りの被害を受け、2年ぶりに県農業等災害対策補助事業を実施しました。

地方別には、会津が前述の被害を含めて約9千5百万円と全体の45%を占めました。いわきでは被害はありませんでした。

作物別被害額では、ひょう害、風害による果樹被害が約8千万円で39%と最も多く、次いで施設被害が約4千8百万円で23%となりましたが、家畜、飼料作物には被害はありませんでした。

平成21年度農作物等被害額 【総額約2億1千万円】



～ 農地等の被害状況 ～

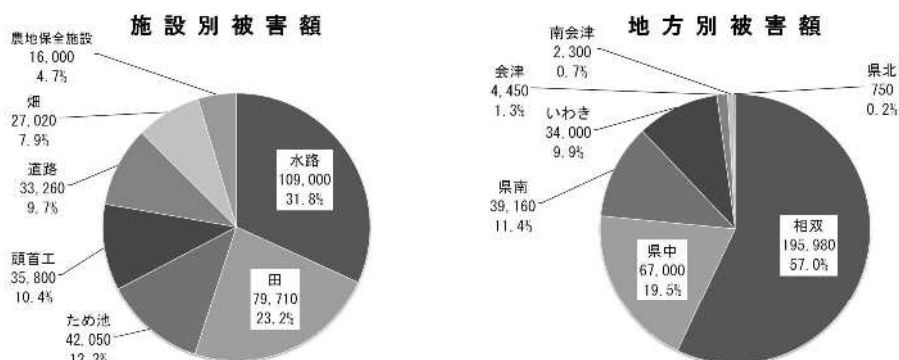
平成21年度は、豪雨及び台風による被害が計5件発生し、県内の農地等被害額は3億4千万円となりました。

そのうち、10月8日に本県を縦断した台風18号により、浜通りを中心に約1億9千8百万円余りの被害があり、平成21年度被害額の約58%を占めました。

地方別では、台風18号の影響で、相双が約1億9千6百万円と最も被害額が多く、次いで、県中、県南の順となりました。

施設別では、水路の被害が約1億900万円と最も多く、次いで田の被害が約8千万円で23.2%となりました。

平成21年度農地等被害額 【総額約3億4千万円】



2 農業及び農村の振興に関する基本計画の進ちょく状況

- 「うつくしま農業・農村振興プラン21」の主要指標の現況値 -

「うつくしま農業・農村振興プラン21」に掲げた、県全体及び地方における主要指標の進ちょく状況は、以下のとおりです。

(1) 県全体の進ちょく状況

農家数

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成17年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
総農家数	戸	115,480	104,300	104,423	90.4	100.1
販売農家	戸	95,720	82,300	80,597	84.2	97.9
主業農家	戸	11,670	10,200	14,287	122.4	140.1
65歳未満の専従者がいる農家	戸	10,190	10,000	11,866	116.4	118.7
準主業農家	戸	22,810	18,000	24,761	108.6	137.6
副業的農家	戸	61,240	54,100	41,549	67.8	76.8

(出典 2005年農林業センサス)

農業就業人口(販売農家)

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成17年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
農業就業人口	人	136,720	103,000	135,010	98.7	131.1
男性	人	58,620	43,600	60,979	104.0	139.9
女性	人	78,100	59,400	74,031	94.8	124.6
65歳以上の就農者(男女計)	人	71,700	54,900	81,787	114.1	149.0

(出典 2005年農林業センサス)

耕地面積

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成21年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
耕地面積	ha	160,000	154,700	150,300	93.9	97.2
田	ha	112,000	109,800	105,500	94.2	96.1
畑	ha	48,000	44,900	44,800	93.3	99.8

(出典 農林水産統計(平成21年耕地面積))

端数処理のため、合計は一致しない場合がある。

農業産出額

項 目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現況値 (平成20年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
米	億円	1,188	1,242	987	83.1	79.5
麦類	億円	1	7	0	0.0	0.0
豆類	億円	13	57	9	69.2	15.8
穀類	億円	8	21	4	50.0	19.0
園芸作物	億円	952	1,353	897	94.2	66.3
野菜	億円	560	840	557	99.5	66.3
果実	億円	311	391	275	88.4	70.3
花き	億円	81	122	65	80.2	53.3
工芸農作物	億円	84	104	50	59.5	48.1
畜産	億円	527	705	535	101.5	75.9
乳用牛	億円	124	146	102	82.3	69.9
肉用牛	億円	120	180	143	119.2	79.4
豚	億円	108	162	114	105.6	70.4
鶏	億円	174	215	173	99.4	80.5
その他畜産物	億円	1	2	4	400.0	200.0
菌茸類	億円	61	80	43	70.5	53.8
その他	億円	30	34	23	76.7	67.6
合 計	億円	2,864	3,600	2,548	89.0	70.8

(出典 生産農業所得統計)

端数処理のため、合計は一致しない場合がある。

「野菜」には、いも類を含む。「その他」は、養蚕、種苗・苗木類、加工農産物である。

生産農業所得（菌茸類を含む）

項 目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現況値 (平成20年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
生産農業所得	百万円	115,700	155,500	100,800	87.1	64.8
生産農業所得率	%	40.4	43.2	40.2	-	-

農家経済（65歳未満の農業従事者のいる主業農家を対象とした農家経済）

項 目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現況値 (平成20年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
農業所得	千円	4,600	8,300	3,922	85.3	47.3
農家所得	千円	6,000	8,800	4,746	79.1	53.9
農業依存度	%	76.7	94.3	82.6	-	-
農家総所得	千円	7,900	10,700	5,666	71.7	53.0

(出典 農林水産統計年報)

「基準値」は、平成7年から平成10年の平均

(2) 地方計画の進ちょく状況

県北地方

項 目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現況値 (平成21年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
作付面積 きゅうり	ha	369	394	340	92.1	83.3
ピーマン	ha	32	47	28	87.5	59.6
いちご	ha	69	84	63	91.3	75.0
栽培面積 もも	ha	1,720	1,790	1,644	96.1	91.8
肉用牛飼養頭数	頭	11,400	12,300	10,760	94.4	87.5
高品質肉用鶏飼養羽数	羽	8,900	27,000	23,392	262.8	86.6
なめこ生産量	t	363	450	634	174.7	140.9
果樹用施設面積	ha	66	185	107	162.1	57.8
大豆用乾燥・調製施設	カ所	0	3	3	-	100.0
農産物加工施設	カ所	9	21	30	333.3	142.9
農産物直売施設	カ所	31	46	45	145.2	97.8

県中地方

項 目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現況値 (平成21年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
作付面積 きゅうり	ha	332	368	313	94.3	85.1
トマト	ha	162	266	122	75.3	45.9
さやいんげん	ha	304	345	266	87.5	77.1
さやえんどう	ha	118	121	92	78.0	76.0
ピーマン	ha	39	46	41	105.1	89.1
なす	ha	118	149	100	84.7	67.1
ねぎ	ha	225	366	197	87.6	53.8
にら	ha	73	77	63	86.3	81.8
だいこん	ha	376	427	254	67.6	59.5
花き	ha	126	163	97	77.0	59.5
葉たばこ	ha	1,170	1,188	941	80.4	79.2
栽培面積 もも	ha	55	90	52	94.5	57.8
生しいたけ生産量	t	850	1,200	670	78.8	55.8
肉用牛飼養頭数	頭	36,880	37,750	34,540	93.7	91.5
野菜用施設面積	ha	187	372	190	101.6	51.1
農産物直売施設	カ所	17	32	44	258.8	137.5

県南地方

項 目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成21年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
作付面積 そば	ha	60	600	103	171.7	17.2
トマト	ha	122	190	124	101.6	65.3
きゅうり	ha	103	119	80	77.7	67.2
いちご	ha	7	17	11	157.1	64.7
ブロッコリー	ha	119	164	191	160.5	116.5
しゅんぎく	ha	15	30	32	213.3	106.7
レタス	ha	55	64	75	136.4	117.2
未成熟とうもろこし	ha	245	280	158	64.5	56.4
栽培面積 かき	ha	76	100	88	115.8	88.0
肉用牛飼養頭数	頭	11,920	13,100	10,810	90.7	82.5
大豆用乾燥・調製施設	カ所	0	2	1	-	50.0
農産物加工施設	カ所	10	19	30	300.0	157.9
農産物直売施設	カ所	3	8	15	500.0	187.5
農業集落排水処理施設整備済人口	人	28,853	47,904	39,493	136.9	82.4

会津地方

項 目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成21年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
作付面積 そば	ha	2,664	3,750	1,976	74.2	52.7
トマト	ha	148	220	96	64.9	43.6
アスパラガス	ha	311	384	337	108.4	87.8
ねぎ	ha	116	187	109	94.0	58.3
花き	ha	158	205	137	86.7	66.8
果樹用施設面積	ha	900	1,000	790	87.8	79.0
肉用牛飼養頭数	頭	5,430	7,900	3,590	66.1	45.4
なめこ生産量	t	506	700	130	25.7	18.6
エコファーマー	人	0	587	6,051	-	1,030.8
農産物直売施設	カ所	27	44	60	222.2	136.4
都市・農村交流施設	カ所	4	18	15	375.0	83.3

南会津地方

項 目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現況値 (平成21年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
作付面積 大豆	ha	128	347	113	88.3	32.6
そば	ha	383	650	374	97.7	43.6
アスパラガス	ha	80	143	65	81.3	87.8
トマト	ha	34	63	39	114.7	87.8
りんどう	ha	40	58	18	45.0	58.3
宿根かすみそう	ha	14	26	11	78.6	66.8
栽培面積 りんご	ha	84	95	44	52.4	91.8
高品質肉用鶏飼養羽数	羽	1,100	10,000	980	368.2	86.6
まいたけ生産量	t	36	45	51	141.7	113.3
野菜用施設面積	ha	45	120	43	95.6	35.8
農産物加工施設	カ所	3	7	18	600.0	257.1
農産物直売施設	カ所	14	20	28	200.0	140.0

相双地方

項 目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現況値 (平成21年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
作付面積 トマト	ha	62	92	51	82.3	55.4
しゅんぎく	ha	35	38	29	82.9	76.3
ほうれんそう	ha	127	165	118	92.9	71.5
いちご	ha	12	20	16	133.3	80.0
だいこん	ha	262	329	158	60.3	48.0
花き	ha	71	88	50	70.4	44.0
麦類	ha	204	360	195	95.6	54.2
豆類	ha	758	1,770	851	112.3	48.1
肉用牛飼養頭数	頭	17,350	18,100	16,740	96.5	92.5
生しいたけ生産量	t	577	680	430	74.5	63.2
農産物直売施設	カ所	18	29	39	216.7	134.5

いわき地方

項 目	単 位	基 準 値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現 況 値 (平成21年) [C]	C / A (%)	C / B (%)
作付面積 大 豆	ha	128	612	107	83.6	17.5
ト マ ト	ha	18	30	30	166.7	100.0
ね ぎ	ha	156	262	140	89.7	53.4
さやいんげん	ha	75	77	48	64.0	62.3
い ち ご	ha	19	25	13	68.4	52.0
シクラメン	ha	3	6	1	33.3	16.7
き く	ha	9	9	5	55.6	55.6
栽培面積 いちじく	ha	8	15	9	112.5	60.0
菌茸生産量 エリンギ	t	120	180	472	393.3	262.2
まいたけ	t	44	50	0	-	-
大豆用乾燥・調製施設	カ所	0	2	1	-	50.0
農産物加工施設	カ所	1	8	17	1,700.0	212.5
農産物直売施設	カ所	11	21	29	263.6	138.1

農業及び農村の振興に関して
講じた施策

1 「ふくしま食・農再生戦略」の推進

「うつくしま農業・農村振興プラン21」(計画期間：平成13年度～22年度)が示す21世紀初頭の農業・農村の目指すべき姿の実現に向けて、重点的な取組みを進めるため、平成18年9月に「ふくしま食・農再生戦略(以下「再生戦略」という。))を策定し、平成19年5月に、消費・流通団体、食育関係団体等の幅広い参画を得て、「ふくしま食と農の絆づくり運動」県推進本部を設立しました。

平成21年度も「再生戦略」に基づき、食・農・環境が一体となり、持続的な発展を図っていくため、関係機関・団体が連携した重点的な取組みを進めました。

(1) 食と農の絆づくりの推進【戦略1】

絆づくり運動の全県的な展開

平成21年度は、「子ども達との絆づくり」をテーマに、道の駅「南相馬」で開催した「大地の恵み感謝祭 in 相双」において、県民(親子)と農業者、知事が一緒にブロッコリーの収穫作業や、地元農産物を使用した10mの手巻き寿司作り等を行う「農林業ミステリーツアー」を実施し、消費者と農業者の絆を深め、消費者と農業者が共に支え合う気運の醸成を図りました。

このほかにも、各地方ごとに関係機関・団体による多彩なイベント(農業体験やセミナー等)が開催され、これらの活動を通して、農業・農村への理解促進に努めました。

農林業ミステリーツアー(ブロッコリーの収穫体験等)を開催

平成21年度の絆づくり全県イベントは、道の駅「南相馬」で開催した「第5回大地の恵み感謝祭 in 相双」とタイアップし、知事参加のもと開催しました。

中でも、「農林業ミステリーツアー」では32名の親子が参加して、農業施設(横川ダム、萱浜水路)の見学、ブロッコリーの収穫体験、10mの地域農産物を活用した有機米手巻き寿司づくり等を行いました。

原町区萱浜地内で実施したブロッコリーの収穫体験では、参加者が生産者の指導の下に収穫作業を行いながら、相双地方で生産が拡大しているブロッコリーの生産状況等について理解を深めることができました。また、参加者からは、ブロッコリーをムダにしない茎等の活用方法などの質問が出されるなど、消費者と生産者の絆を深めることができました。



(ブロッコリーの収穫体験)



(10mの手巻き寿司づくり)

グリーン・ツーリズムの推進

本県は全国に先駆けて、小・中学校等を対象とした体験学習の受入れを行っており、子どもたちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、「生きる力」の成長を強力にサポートする実績やノウハウが教育旅行関係者に支持されています。

しかしながら、「子ども農山漁村交流プロジェクト」では、受入窓口や長期滞在体験プログラムの確保、安全対策の確立など、受入地域の一層の体制整備が必要となります。そのため、「福島県ふるさと子ども夢学校推進協議会」を設置し、県域での子ども農山漁村交流プロジェクトを推進しました。

平成21年度は、本協議会が新たな事業を実施し、地域受入協議会の推進体制の整備を図っています。

ア 「福島県モデル」の認定

農林水産省選定受入モデル地域と遜色ない活動を行う受入協議会に対して、学識経験者による審査を経て「福島県モデル」を認定する要領を制定しました。これは本県独自の取組みであり、平成21年度は、「浪江町教育旅行プロジェクト運営委員会」を県内第1号として認定しました。

イ 「ワーキンググループ」の設置

平成21年度には新たに4つの地域受入協議会が県協議会に加盟し、計16協議会の構成となりました。各受入協議会のレベル差を解消するため、協議会の実務担当者が自由に議論を行うワーキンググループを設置しました。

情報の収集・発信

本県農業・農村に関する情報を幅広く発信するため、県農林水産部ホームページにおけるイベントカレンダー等や、県農林水産部メールマガジン「ふくしま食・農通信」の内容充実等を通して「絆づくり運動」の推進を図りました。

県外への農産物の情報発信については、平成21年7月に東京駅八重洲口近くに福島県八重洲観光交流館がオープンしました。

東京駅に近い恵まれた立地を生かし、観光情報のみならず首都圏に向けた本県の総合的な情報発信拠点として、JAグループと連携し本県の農林水産物の販売を含めたPRを実施しています。

(2) 戦略的な流通販売対策の強化【戦略2】

地産地消の全県的な展開と食育の推進

～地産地消の推進～

県産食材を豊富に使用した地産地消メニューを提供する「食彩ふくしま地産地消推進店」を72店舗認定(平成22年3月末現在、累計163店舗)したほか、「食彩ふくしま地産地消フェスタ2009」を10月に開催し、農産加工組織や県内食品企業等関係団体とともに、県産農林水産物やその加工品等のPRを行いました。

また、病院や福祉施設を訪問し、給食食材への県産農林水産物の活用状況を把握しながら、地産地消の推進を図りました。

さらに、農産物直売所や農産加工組織に対し、栽培技術や加工技術の研修、経営管理能力の向上に関する助言指導などを行い、組織運営力の強化を支援しました。

学校給食における地産地消の推進(米飯給食モニター実践校の取組み)

県内の小中学校のモニター校4校において、毎月8日の「ごはんの日」に合わせて、平成21年9月と12月に米飯を中心とした地産地消型学校給食メニューの試食と、児童・生徒と生産者・漁業者との交流授業を実施しました。

当日の給食メニューは、財団法人福島県学校給食会、モニター校・給食センターの栄養士等が工夫を凝らして考えたもので、県産食材を使用した主菜のほか、地元で生産された米や野菜、果物などを使った県産食材使用率がほぼ100%の給食が提供されました。

子ども達は、生産者や漁業者から直接話を聞くことで、「農業や漁業の大切さ」や「食の安全」などについて学びました。



(県産食材100%の給食)



(給食の様子)

「福島県産米粉商品発表会」の開催

米粉や米粉商品の認知度向上と県産米粉を使った様々な商品開発を促進するため、平成22年1月に、県産米粉商品発表会を開催しました。

当日は、米粉の新商品開発に取り組んだ県内61の個人・団体のうち、20団体（食品製造業者、飲食店など）に開発いただいた23点の米粉の新商品が会場に並べられ、消費者、食品製造業者、授産施設関係者、旅館業者など、約250名の参加者の方々に試食・評価していただきました。

さらに、郡山女子大学食物栄養科教授の庄司一郎氏と全日本司厨士協会福島県本部会長の山際博美氏の2名のアドバイザーから、1点ずつ的確なコメントをいただきました。



県産牛乳の消費拡大

県産牛乳を100%使用した学校給食用牛乳を安定的に供給するとともに、福島県牛乳普及協会等と連携し、各種イベントで広く県民に栄養バランスのよい食品としての牛乳に対する理解醸成を行い、県産牛乳の消費拡大を図りました。

平成21年度は、福島県牛乳普及協会が主催（福島県後援）する「ミルクフェア2009」が開催され、新しい牛乳の飲み方を提案するミルクドリンクの試飲や、骨密度測定、バター造りの実演と試食、牛乳に関するパンフレット配布などを行い、普段給食などで飲んでいる県産牛乳の美味しさや、優れた栄養価等について子どもや保護者等に対し理解を深め、消費拡大を図りました。

また、福島県牛乳協会が事業主体となって取り組んでいる「学校給食用牛乳供給事業」により、小学校1年生への副読本等を作成、配布し、牛乳に対する正しい理解を深め、牛乳の飲用習慣の定着を図りました。



（ミルクフェア2009の様子）

～ 食育の推進 ～

私たちの命を支える食の大切さについて学び、食生活の改善を通して青少年の健全な成長を目指す「食育」の取り組みが重要となっています。食べ物を生産し、環境を守るなど大切な働きをしている農業への理解を深めてもらうため、農業体験や各地域の農林水産業や特色ある農産物等に関する学習等を支援しています。

平成21年度は、地域の団体や学校などが「食」と「農」について学習する際に、県職員が講師等として参加する食農応援メニューを展開しました。田んぼの学校、野菜やきのこ栽培等の出前講座をはじめとした体験活動や情報提供など1,393件の支援を行い、「食」と「農林水産業」への理解促進を図りました。

平成21年度の食農応援メニュー取組状況

項目	実施件数	左記のうち小中学生を対象にして実施した件数
体験学習	282	176
出前講座	142	86
施設見学	716	67
資料提供	78	26
その他	176	28
合計	1,393	383



(体験学習の様子)

多様な情報発信拠点の確保と販売促進活動の重点化

平成21年度は、人的資源を活用した多様な情報発信拠点と連携した販売促進活動を展開するとともに、県産農産物取扱店の拡大や重点販売促進品目を中心としたフェアを開催することにより、本県農林水産物の知名度向上や産地ブランド化を支援しました。

中でも、首都圏のターゲットエリアを対象としたトータルPRでは、生産者団体（JA全農福島）や観光関連団体等と連携し、神奈川県川崎市の商店街をターゲットエリアとした旬の県産農畜産物フェアを開催して、首都圏におけるふくしまのファンの増加を図りました。

川崎市の商店街で『とびっきりのふくしまフェア』を開催！

神奈川県川崎市中原区の「モトスミ・ブレーメン通り商店街」において、旬の本県産農畜産物をまるごとPR販売する「とびっきりのふくしまフェア」をJA全農福島と連携して開催しました。

平成21年のフェアは夏と秋の2回開催。サマーフェアはもも（「あかつき」）の旬である7月31日～8月2日、オータムフェアは新米の出荷時期の10月23日～25日に開催しました。

フェアでは、商店街の青果店、精肉店、スーパーや飲食店など合わせて23店舗に県産農畜産物を取り扱っていただき、大勢の買物客で賑わいました。

2年目となる今回は、会津そば粉や日本酒などの特産品も加わえ、福島産品のファンが着実に増加しており、継続取引が実現するなど成果が上がっています。

～首都圏等大消費地での販売促進～

大消費地の青果物卸売業者で構成する青果物研究会との情報交換会や産地視察により、産地の理解促進や流通側からの要望収集に努めました。

本県夏秋青果物の代表である「きゅうり」と「もも」については、首都圏や京阪神地区における鉄道広告PRが定着し、本県青果物の知名度向上に寄与しています。

また、7月下旬には、東京都中央卸売市場大田市場において、農業団体、県等による県産青果物のトップセールスプロモーションを実施するなど、集中的な県産青果物の販売促進活動を展開しました。

知事による大田市場でのトップセールスプロモーション

ももの出荷最盛期直前である7月29日、国内最大の青果市場である東京都中央卸売市場大田市場において、ももを始めとする県産青果物のトップセールスプロモーションを実施しました。

甘い県産ももを市場関係者に試食してもらった後、マンモスセリ台の前には福島市長や産地農業協同組合の組合長、ミスピーチキャンペーンクルーが並び、代表して佐藤知事から福島産のもも、きゅうり、アスパラガスのPRを行いました。



(県産青果物のトップセールス)

～県産畜産物の販売促進～

県産畜産物の県内外へのPRについては、各品目ごとの流通形態に対応した取組みを進めました。

牛肉については、県内消費者へ「福島牛」をPRするため、「福島牛販売促進協議会」が行う指定店の拡大や情報提供機能の強化等の活動を支援するとともに、首都圏の流通・販売業者を対象とした共励会や懇談会を開催しました。これらの結果、全国肉用牛枝肉共励会で最優秀賞(牝牛の部)に輝くなど、全国の銘柄牛が参加する共励会において、「福島牛」は優秀な成績を収めています。

豚肉については、特に本県独自の豚肉である「うつくしまエゴマ豚」の生産と消費を拡大するため、生産に必要な機械、母豚の貸付やPR活動などに対して支援しました。

鶏肉については、本県が開発した地鶏「会津地鶏」及び「ふくしま赤しゃも(川俣シャモ)」のいずれも雛供給から販売までの体系化が図られたことから、ブランドの確立と地鶏による活力ある地域づくりを強力に推進しています。

～ 県産農産物の輸出促進 ～

中国を始めとする東アジア地域において、県産農産物の輸出を促進するため、県内農業団体等を対象とした「福島県産農産物輸出推進セミナー」を開催しました。

また、海外販売店舗でのプロモーション活動経費等の一部助成を行うことにより、県内農業団体等の輸出促進の取組みを支援しました。

この結果、日本なしの輸出量の大幅な増加、精米の定期的輸出の開始など、輸出量増加に向けた新たな取組みが活発化しています。

ＪＡ郡山市による日本なし（豊水）の輸出

ＪＡ郡山市が、中国の上海と香港へ日本なし（「豊水」）を初輸出しました。上海へは約１トン、香港へは約７トン輸出し、現地販売店舗で試食販売を行いました。高品質で安全安心な日本なしは、現地で高い評価を得て、好評のうちに完売となりました。

輸出の際は、強化段ボールの活用により長時間輸送によるダメージを軽減するとともに、ミニのぼりやうちわなどの販売促進資材を作製してＰＲを行いました。

「食」関連産業との連携強化

農と商工のニーズマッチングを創出するため、県がコーディネート役となり、加工に供したい農産物の産地情報と、食品企業における地元食材の利活用を図りたい情報を集め、具体的な連携強化と県産農林水産物の販路拡大を図る仕組みづくりに取り組みました。

県産ブルーベリーを使用した洋菓子の開発



県南農林事務所と福島県食品産業協議会を通じて収集した情報をもとに、棚倉町のブルーベリー生産組織と福島市の洋菓子メーカーのマッチングに向けた意見交換が行われました。

洋菓子メーカーが産地に出向き現物とほ場を確認した後、意見交換を行った結果、取引が成立し、棚倉産ブルーベリーを使用した「ブルーベリーブッセ」が誕生しました。



(ブルーベリーブッセ)

新たな産地づくりとの連携

県内の園芸産地では、県オリジナル品種等の導入により、農業者の収益向上と消費者等から選ばれ支持される産地を目指した取組みを積極的に推進しています。

この取組みを支援するため、平成21年度はぶどう「あづましずく」といちご「ふくはる香」を対象に、より多くの消費者に県育成の新品種を知ってもらい、その良さを理解していただくことを目的に、ホテル等観光業者との連携によるプロモーション活動や消費者を対象とした産地見学ツアーを開催して、県オリジナル品種のPRに努めました。

ぶどう「あづましずく」で進める産地の活性化（JA郡山市）

日本なし産地の郡山市熱海地区では、なし棚を利用したぶどう「あづましずく」の生産拡大に取り組んでいます。

「日本なし+ぶどう」産地として知名度向上を目指すため、県オリジナル品種ブランド化事業により、収穫体験や生産者による量販店頭でのプロモーション、郡山市内の2カ所のホテルでのバイキングメニューへの提供を行いました。

各々のホテルに約1,500名以上の来場者が訪れるなど、大変好評を博し、「あづましずく」のPR、消費拡大につながるイベントとなりました。



（産地見学ツアー「あづましずくを知るミニ旅」）



（ホテルとのタイアップイベント）

(3) 持続的な発展を目指した園芸産地の取組強化【戦略3】

産地育成プロジェクトの戦略的な推進

～ 本県農業の中核を担う園芸産地の育成を目指して ～

「うつくしま農業・農村振興プラン21」の実現を目指し、特に重点的に取り組む15品目55産地を対象として、既存産地再生、新産地育成、浜通り地方におけるふくしまグリーンベルト形成の3つのプロジェクトを実施し、園芸産地の育成強化を図りました。

3年目の取組みとなった平成21年度は、15品目55産地すべてに設置されているJA・市町村・県等で構成する産地育成プロジェクトチームとともに、県段階の園芸戦略支援チームが中心となり、生産者の育成・確保や新規品目の生産安定、県育成オリジナル品種の導入など、関係機関・団体が一体となった産地育成を推進しました。

特に全農林事務所農業振興普及部に配置した園芸産地振興担当が、プロジェクト活動の先導的役割を担い、園芸産地の育成・強化を図りました。

また、産地担い手の支援を目的とした労力調整システムの充実を図るため、「労務管理マニュアル」及び園芸ヘルパー用「栽培マニュアル」を作成しました。

次代に向けた産地づくり：「産地診断」で産地の課題の明確化

生産者の収益向上を目指した園芸産地を育成するためには、作付面積や作型など綿密な生産計画に加え、担い手の規模拡大や新規栽培者の継続的な確保が必要です。

野菜のプロジェクト産地では、生産者の経営規模別の生産力や販売額等を基に産地診断を実施した結果、喫緊の課題として産地維持に向けた新規栽培者の確保が課題であるなど、産地の目指すべき姿を明らかにしました。

野菜産地の新規作付及び廃作の動向 (単位：人、a)

品 目 名	新 規 作 付		廃 作		備 考 (産地診断を実施した産地数)
	生産者数	面 積	生産者数	面 積	
きゅうり	38	864	41	878	1産地
トマト	41	734	71	890	4産地
アスパラガス(既存)	127	1,503	220	3,131	3産地
アスパラガス(新規)	69	664	16	77	4産地
いちご	16	159	57	512	4産地

(出典 園芸課調べ)

既存産地再生プロジェクト

～ きゅうり、トマト、日本なし、もも等の主要産地の生産力維持・強化 ～

本県の主要な園芸品目の産地は、生産者の高齢化や担い手不足等による生産基盤の脆弱化が懸念されています。

そのため、新規栽培者や担い手の確保、安定生産に向けた技術指導、生産施設等の整備、集出荷体制の再編などを目指して産地基盤の強化を進めました。

各産地が掲げる平成21年度目標に対し、実績は認定農業者で97%とほぼ目標を達成しましたが、販売額84%、栽培面積93%、農家数94%にとどまりました。

既存産地再生プロジェクトの実績

	平成21年計画	平成21年実績	H21実績 / H21計画
販売額 (億円)	175	147	84 (%)
栽培面積 (ha)	3,225	3,015	93 (%)
農家数 (戸)	8,767	8,252	94 (%)
認定農業者数 (人)	1,845	1,789	97 (%)

(出典 園芸課調べ)

多面的・継続的な支援で創るもも産地 (県北地方の産地の取組み)

本県のももの主要産地である県北地方は、産地担い手を対象として、果樹支援対策事業による改植 (H21実績24.9 ha) を進め、低生産園の解消や品種構成の改善に取り組みました。

さらに、栽培者の高齢化や担い手の規模拡大を支援するため、労力調整システムの構築や集出荷施設等の機能の高度化、さらに防霜ファンや防風網の設置など、産地の維持・強化に向けた取組みを継続しています。



(新型選果機の整備により市場ニーズに対応)

新産地育成プロジェクト

～ 新品種・新技術で創る新産地 ～ (アスパラガス、ぶどう、トルコギキョウなど)

新産地育成プロジェクトでは、より収益性の高い園芸品目・品種の作付拡大や省力機械・設備など、最新技術の導入による産地の育成を進めました。

新品種、新技術の普及には、実証ほや展示ほを活用した栽培技術の普及や新規栽培者への重点指導により、県育成オリジナル品種の導入を進めました。

各産地が掲げる平成21年度目標に対し、農家数100%、認定農業者101%、栽培面積103%と目標を達成しましたが、販売額は89%となりました。

新産地育成プロジェクトの実績

	平成21年計画	平成21年実績	H21実績 / H21計画
販売額 (億円)	22	20	89 (%)
栽培面積 (ha)	556	572	103 (%)
農家数 (戸)	1,442	1,448	100 (%)
認定農業者数 (人)	439	445	101 (%)

(出典 園芸課調べ)

生産部会の統合で進める産地基盤の強化 (JAあいづ：トルコギキョウ)

JAあいづは、平成20年度末に管内5つの花き生産部会を2つに統合し、統一出荷規格の導入に向けた取組みを進めるなど組織の強化を図りました。

また、平成21年12月に開催した「会津地方トルコギキョウ栽培技術セミナー」においては、約100名の生産者等が参加し、抑制栽培や促成栽培等についての新たな知見を得ることによって、長期安定出荷に向けた技術力の強化が図られました。

さらに、生産者全員によるエコファーマー認定に向けて活動するなど、環境と共生する農業にも取り組んでいます。



セミナーでの講演を熱心に聞く生産者

(平成21年12月 福島県立博物館)



規格や品質の向上を図る目揃え会

(平成21年10月 JAあいづ東部野菜花卉集出荷場)

ふくしまグリーンベルト形成プロジェクト

～ 浜通り地方におけるブロッコリー、キャベツ、いちご等の産地づくり ～

浜通りにおける土地利用型園芸作物の生産拡大や施設園芸作物の導入による周年供給産地を育成するため、実証ほや展示ほを活動の拠点としながら、新規栽培者への重点指導や加工・業務用野菜への指導等の取組み等を進めました。

各産地が掲げる平成21年度目標に対し、栽培面積105%と目標を達成しましたが、販売額69%、農家数82%、認定農業者92%の実績となりました。

ふくしまグリーンベルト形成プロジェクトの実績

	平成21年計画	平成21年実績	H21実績 / H21計画
販売額 (億円)	15	10	69 (%)
栽培面積 (ha)	302	316	105 (%)
農家数 (戸)	925	762	82 (%)
認定農業者数 (人)	212	194	92 (%)

(出典 園芸課調べ)

浜通りの気候を生かした園芸産地の育成

浜通り地方の気候を生かして、ブロッコリーやキャベツなど土地利用型園芸作物の作付拡大を進めました。

ブロッコリーは、作型分化や機械化等省力化体系による規模拡大に加え、集落営農組織（4組織）に対する作付誘導の結果、栽培面積（平成20年対比122%）、生産量（平成20年対比142%）とも増加しました。

キャベツは、安定的な需要と価格が見込める加工・業務需要向けの契約栽培に加え、機械化体系による規模拡大により栽培面積（平成20年対比135%）、農家数（平成20年対比108%）とも増加しました。

(4) 担い手の経営安定、新たな担い手の確保対策の強化【戦略4】

認定農業者への誘導と集落営農の推進

平成21年度は、福島県認定農業者育成確保運動として、認定農業者への誘導者リスト等を各地域担い手育成総合支援協議会で作成しながら、認定農業者への誘導及び育成確保を行いました。

また、認定農業者連携強化促進事業により、県域及び市町村段階の認定農業者組織が行っている認定農業者への誘導活動や、自らの経営改善と地域の農業振興に資する活動に対して支援を行いました。

その結果、認定農業者の認定件数は、平成22年3月末現在で前年同期比135件増の6,782件となりました。

さらに、集落の話し合いのもとに、認定農業者等を中心に高齢農業者や兼業農家等の多様な担い手が役割を分担しながら地域営農に参加する「ふくしま型集落営農」を積極的に推進した結果、平成22年3月末現在で469集落において集落営農が実践されることとなりました。

時代に合わせた経営を目指す集落営農

～ 南相馬市小高区大井・塚原集落「(株)アグリファームみらい」 ～

大井・塚原集落では平成20年に特定農業団体の大井塚原生産組合が法人化し、「(株)アグリファームみらい」が設立されました。

法人化以前は、大豆の転作作業受託組合として活動してきましたが、法人化とともに(財)福島県農業振興公社を通して農地80ha以上の利用権を設定し、大豆に加え、稲作部門の新規導入、さといもの栽培に取り組み、経営の安定化を目指しています。

また、平成21年度からは育苗ハウスの空いている期間を利用して、高所得が期待される園芸作物のトルコギキョウの栽培を始めました。

平成22年度は水稻32ha、大豆45haに加え、園芸作物の導入を行うとともに、直播栽培で飼料用米10haの作付けに取り組むこととしています。



(サトイモの収穫風景)

土地利用型作物栽培者の水田経営所得安定対策への加入誘導

本県では、認定農業者の育成・確保及び集落営農の推進と併せて、水田経営所得安定対策への加入推進を行っています。

平成20年11月に県水田経営所得安定対策等推進連絡会議が設置され、各地域段階でも連絡会議が設置されました。福島農政事務所（各地域課）が事務局、農業担い手課（各農林事務所）が副事務局を務め、関係機関・団体と連携し、水田経営所得安定対策の情報共有及び加入推進活動を行っています。

水田経営所得安定対策への加入状況

加入件数

（単位：経営体）

	平成19年産	平成20年産	平成21年産
福島県計	1,647	2,277	2,496
認定農業者	1,591	2,216	2,425
集落営農組織	56	61	71

（出典 農業担い手課調べ）

品目別加入面積

（単位：ha）

	平成19年産	平成20年産	平成21年産
米	9,275	11,029	12,514
麦	474	445	425
大豆	942	1,124	1,147

（出典 農業担い手課調べ）

新規就農者等意欲ある担い手の育成・確保

新規就農者の確保と育成を図るため、青年農業者等の就農支援機関である「福島県青年農業者等育成センター」と連携して、就農相談や就農関連情報の発信、就農希望者の技術習得支援、資金の貸付等の支援施策を実施しました。

また、農業総合センター農業短期大学校においては、就農希望者が他産業に従事しながら受講できるよう、日曜の昼や平日の夜間に就農研修を開催しました。

さらに、厳しい雇用情勢が続く中で、離職者等の就農を促進するため、福島労働局等と連携した「農林漁業への就職のためのガイダンス」の開催や、就農希望者が雇用的形態により技術習得研修を行う「就農円滑化研修事業」の実施、雇用就農の拡大を通して農業法人等の経営発展を支援する「農業法人等チャレンジ雇用支援事業」を実施しました。

農林漁業への就職のためのガイダンスの開催

農林漁業に関心を持つ方に対し、農林漁業への理解を深め円滑な就業を支援するため、福島労働局等との連携による「農林漁業への就職のためのガイダンス」を開催しました。

主催：福島労働局、ハローワーク、福島県、(社)福島県林業協会、福島農政事務所

開催場所	開催月日	相談実績				
		農業	林業	漁業	ハローワーク	計
キャリアアップハローワーク(福島市)	H22.1.19	7	10	1	0	18
ハローワーク二本松	H22.1.27	3	7	-	0	10
ハローワーク郡山	H22.1.26	8	14	-	0	22
ハローワーク須賀川	H22.1.27	5	8	-	0	13
ハローワーク白河	H22.1.14	8	9	-	0	17
ハローワーク南会津	H22.1.25	20	5	-	0	25
ハローワーク相双	H22.1.21	4	2	1	0	7
ハローワーク相馬	H22.1.25	0	0	0	0	0
いわき地方合同庁舎	H22.1.28	12	12	5	1	30
ハローワーク磐梯	H22.1.29	8	5	6	0	19
ハローワーク勿来	H22.1.22	0	4	0	0	4
計		75	76	13	1	165

ふくしま農山漁村男女共同参画プランの推進

農山漁村における男女共同参画を一層推進するため、「ふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、女性のリーダー育成を目的とした「うつくしま農村女性塾」を開催しました。

「うつくしま農村女性塾」は個々の設定した課題解決のために2か年計画で在宅研修、企画研修、集合研修を実施しています。2年目となった平成21年度はリーダーとしての企画力・対外交渉力・報告書作成能力等資質の向上を図るために企画研修を実施しました。

また、集合研修ではリーダーとしての意見の聴き方・話し方、相手にわかりやすい話をするための表現能力発揮研修を実施しました。

課題成果発表会では、研修成果を生かした発表が行われ、今後地域のリーダーとしての活躍が期待されます。

家族経営協定の締結状況、女性の認定農業者の育成状況

	平成11年 (基準値) [A]	平成22年 (目標) [B]	平成21年 (現況値) [C]	H21/H11 C/A	H21/H22 C/B
家族経営協定締結戸数	328 戸	1,200 戸	1,012 戸	308.5 %	84.3 %
女性の認定農業者数	76 人	830 人	345 人	453.9 %	41.6 %

農業経営の法人化の促進及び企業等農業参入の支援

県や県農業会議を始めとする関係機関・団体で構成する「福島県担い手育成総合支援協議会」が、法人化を志向する認定農業者等を対象に農業経営の発展段階に応じた研修会や個別コンサルティング等を積極的に実施しました。その結果、農業生産法人数は270（平成22年1月現在値、平成11年対比+142）と着実に増加しています。

一方、世界的な構造不況により雇用維持が容易でない企業が近年増加しており、新規部門として農業事業を選択し、地域とともに事業展開する農外企業の農業参入が全国的に進んでいます。

そこで、本県では平成21年度より農業担い手課を中心として庁内関係課や農林・東京事務所等と連携を図り、100社を超える個別リサーチ、ガイダンスやニーズマッチング相談会の開催、初期投資経費への支援（4社）等を行い、企業の参入支援を図った結果、13社の新規参入企業を確保しました。

農業生産法人の設立状況

	平成11年 （基準値） [A]	平成22年 （目標） [B]	平成21年 （現況値） [C]	H21/H11 C / A	H21/H22 C / B
農業生産法人数	128	360	270	211 (%)	75 (%)

ふくしま農業・企業参入ガイダンスの開催

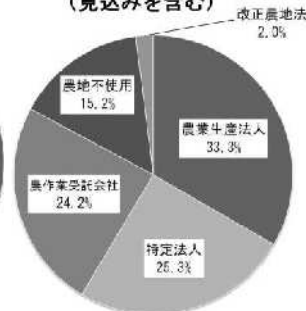


（ガイダンスでの熱心な個別相談）

図1 参入企業の業種
（見込みを含む）



図2 農外企業の参入形態
（見込みを含む）



（平成22年3月末現在）

農業の担い手を支援する生産基盤の整備・維持

～ 生産基盤の整備 ～

地域農業の中核となる担い手を支援するため、経営規模拡大と農業生産の省力化・低コスト化に不可欠なほ場の大区画化と、水田において麦・大豆等を生産するために必要な排水条件の整備を推進しました。

また、農業経営の効率化・近代化を図るため、大型農業機械の利用や大型車による生産物・資材の運搬等に不可欠な農道整備を積極的に進めるなど、農業生産基盤の整備を推進しました。

平成21年度は、農用地利用集積と一体となったほ場整備を行う経営体育成基盤整備事業が5地区（381.3ha）で完了し、担い手の育成・確保と経営規模拡大が促進したほか、農道整備については5路線、延べ16.3kmが完了しました。

さらに、富岡町の滝川ダム（県営かんがい排水事業 富岡地区）では、ダムの本体工事が完了し、平成23年度の供用開始を目指し、湛水試験を実施しています。

かんがい排水事業 富岡地区「滝川ダム」試験湛水中

富岡地区の受益地は、阿武隈高地の東斜面を源流とし東流する富岡川の両岸に拓けた水田を主とする比較的平坦な農業地帯です。本地区のかんがい用水は主に富岡川のほか、2つの小さな河川に依存してきましたが、これらの河川は流路が短く、降った雨がすぐに太平洋に流れ出てしまうことから、用水不足は恒常的かつ深刻なものでした。

このため、富岡町のほぼ全域を占める水田を受益地とした農業用ダムを建設し恒久的な新規水源を確保するとともに、併せて幹線用水路を建設し安定的な農業用水を供給することで、地域農業経営の安定を図ることを目的として、当該事業を実施してきました。

平成13年度からのダム工事着手後、計画的かつ安全な工事管理の下、平成21年6月にダム本体が完成しました。

平成21年11月からは試験湛水を開始して、平成22年4月下旬には、常時満水位に達し、ダムの安全性を確認しながら、完成検査に向けた準備をしています。

現在、平成22年度の事業完了に向けて、ダム周辺整備工事等を施工中であり、平成23年度からの供用開始を予定しています。



（滝川ダム 湛水試験中）

～ 農業水利施設等ストックマネジメントの推進 ～

農業用ダム、ため池、水路などの農業水利施設は、安定的な農業用水の供給に加え、地域用水、水辺空間としての機能なども有しており、県内に主要なものだけで約7,300あります。この約7割が既に標準耐用年数を経過しており、計画的な補修・更新による長寿命化、ライフサイクルコストの低減が求められており、施設管理システム（施設台帳とその予防保全計画）を活用した農業水利施設等ストックマネジメントを推進しています。

主要な施設については、県、市町村、土地改良区及び管理者による合同点検診断を、専門的診断を要する施設については、専門技術者による二次診断を行い、それ以外の施設については、管理者が自ら、点検・診断を行い、すべての施設について施設管理システムデータの更新を行いました。

この点検診断により、市町村、土地改良区及び操作員も施設の状況を客観的に判断し、点検する手法が浸透しつつあり、また、点検診断結果に基づいた予防保全・更新計画の策定により、計画的な補修・更新による施設の長寿命化、ライフサイクルコストの低減への意識が高まっています。

合同施設点検の実施

毎年4月の「施設管理強化月間」に合わせ、大規模な施設の診断に高度な技術を要する施設について、県や県土地改良事業団体連合会、施設管理者による合同施設診断を実施しています。

点検の結果は、施設管理システムにとりまとめ、施設の維持管理や事業計画の策定に活用されます。



（ 取水堰（頭首工）の点検 ）



（ 取水ゲートの保守作業 ）

(5) 環境と共生する農業の全県的推進【戦略5】

環境と共生する農業の推進

～ エコファーマーの育成 ～

環境と共生する農業の全県的拡大に向けて、エコファーマーの均衡ある育成を図りました。

その結果、エコファーマー数は平成22年3月末時点で16,978人、また、作物ごとの延べ認定件数は19,556件となっており、組織や地域全員でエコファーマーに取り組む事例が増えてきています。

エコファーマー作物別認定状況 (平成22年3月末)

	水 稲	穀 物	野 菜	果 樹	花 き	合 計
認定件数 (件)	12,695	92	5,355	1,211	203	19,556
面積 (ha)	21,477	134	1,079	778	56	23,524

～ 水環境にやさしい農業の取組み ～

農業集落からの生活雑排水やし尿等を適切に処理し、公共用水域及び農業用水の水質改善を図るため、県内22地区において農業集落排水処理施設の整備に対する支援を行いました。

この結果、平成22年3月末時点における全県域下水道構想における農業集落排水処理施設整備人口134,407人、整備率56.7%となりました。

また、「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」により指定された地域でのエコファーマー数は、販売農家数の約58%（平成22年3月末現在）を占めています。水環境にやさしい農業技術で、濁水や稲わら等の流出防止に効果がある「浅水代かき」等を実践しており、年々、その取組みは増加し、水稲作付面積の81%まで拡大してきています。

水環境にやさしい農業の取組状況 (平成22年3月末)

水稲作付 面積 (ha)	稲わら等流出低減技術			肥料流出低減技術			秋耕面積 (ha)
	浅水代か き面積 (ha)	代かき3 日後落水 面積(ha)	取組割合 (%)	側条施肥 面積 (ha)	肥効調節型 肥料使用面 積(ha)	取組割合 (%)	
3,681	1,854	1,139	81.3	690	1,443	57.9	1,385

～ 複合性フェロモン剤を利用した果実生産の推進 ～

「福島県環境にやさしい園芸農業推進協議会」では、複合性フェロモン剤を利用して生産された果実に「環境保全宣言」統一マークを付与し、流通促進を図ってきました。

平成21年度の複合性フェロモン剤の利用実績は、もも、りんご、なしを合わせて2,804ha(前年2,844ha)、全栽培面積の62%(前年63%)となりました。また、このマークを付した果実出荷数量は28,909t(前年29,486t)と前年とほぼ同程度でした。

環境保全型農業の定着を考えるセミナーの開催

福島県環境と共生する農業推進会議の主催による「環境と共生する農業推進セミナー」が、農業者をはじめ消費者、流通業者等約140名の参加により開催されました

県内の宅配を活用した有機栽培の取組事例、講演として大手小売業の生鮮商品企画開発部長の「こだわり農産物の流通事情」に関する講話を聞き、理解を深めました。



(セミナーの様子)

～ 農業用使用済プラスチックの適正処理 ～

「福島県農業用使用済プラスチック適正処理推進方針」に基づき、県推進協議会や研修会の開催、パンフレットの配布等により農業用使用済プラスチックの適正処理及びリサイクルの推進に努めました。また、リサイクルの推進に向けて、地区でリサイクル処理を行う際の基礎的情報である排出量と処理量の調査を行うとともに、排出量を削減する生分解性マルチフィルムの導入経費等に対する助成を行いました。

平成21年度の組織的回収量は1,116トンと前年に比べ36トン減少する一方、再生処理量は829トンで、前年に比べ201トン増加しました。

～ 鳥獣被害への対応 ～

野生鳥獣による平成20年度の農作物被害は、約1億7千万円となりました。被害は中山間地域が目立ち、農業者の生産意欲の減退や耕作放棄地の拡大など地域の農業振興に影響を与えています。

このため、鳥獣被害防止特措法(平成20年2月21日)に基づき、農山漁村地域における鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のため、県では、市町村が鳥獣被害防止特措法に基づく「鳥獣被害防止計画」を円滑に作成できるよう、情報の提供や作成に関する支援を実施し、平成21年度には15市町村が新たに計

画を作成し、本県の計画作成済市町村数は28となりました。

この28市町村のうち、16市町村（鳥獣被害防止対策協議会10団体）が国の平成21年度鳥獣害防止総合対策事業に取組みました。

なお、県及び地方において有害鳥獣被害防止対策会議を計10回開催し、関係者の情報共有及び連携を図るとともに、福島県鳥獣被害対策広域指導員（以下、広域指導員）を新たに16名育成し、全体で39名となりました。各地域において、広域指導員と農業総合センター、農林事務所等が連携し、野生鳥獣による被害実態の把握と総合的な被害防止対策の実践に向けた研修会等を行いました。

また、農業総合センターでは、総合的鳥獣害防止普及促進モデルほ場（平成19年6月～）を福島市飯坂町（品目：リンゴ）と桑折町南半田（品目：モモ）に設置し、被害の軽減を実証しました。

「ふくしま型有機栽培」「ふくしま型特別栽培」による産地拡大

有機性資源の循環利用と環境に配慮した安全・安心な農産物の供給に寄与する有機農産物や特別栽培農産物の栽培技術確立と普及推進のため、農業総合センターにおいて技術開発とその検証を行い、農業者に積極的な情報発信を行いました。

また、県全体や各地方において、有機栽培・特別栽培の技術研修会や青年農業者等を対象とした就農セミナーや研修会等を開催し、栽培技術の向上・普及と栽培者の確保に努めました。

さらに、有機農産物や特別栽培農産物の需要創出を目指して、消費者や実需者に対するイベントや商談会等のPR活動を実施するとともに、販路開拓支援のため、有機農産物等を主に扱う流通業者と生産者との情報交換会や交流会を開催しました。

有機栽培、特別栽培農産物の推進状況

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
有機栽培 (ha)	220	212	215	234	263
特別栽培 (ha)	2,827	3,568	4,707	6,241	7,204

有機栽培：有機農産物及び転換期間中有機農産物認定の県調査結果による。

特別栽培：福島県特別栽培農産物認証制度に基づく認証並びに「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準じた栽培（化学合成農薬等の使用が地域の慣行基準の5割以下であることが確認できるものを含む）についての県調査結果による。

バイオマスの利活用の促進

有機性資源の効率的な循環利用を推進するため、地域におけるたい肥の斡旋・仲介等を行う「資源循環型農業地域支援センター」が、有機性資源の利用促進を図りました。

バイオマスの利活用及び食品リサイクルに関する理解促進等を図るため、関係者や農業者等を対象に事例研究会や現地見学会、連携会議を開催し、たい肥化や飼料化によるバイオマスの循環利用促進に向けた検討を行いました。

また、バイオマスタウン構想を公表した市町村による意見交換会を開催し、バイオマス利活用に係る課題の整理や情報交換等を行うとともに、関係者の連携を図りました。

さらに、地域で発生する食品残さや家畜排せつ物などのバイオマスをたい肥に変換し、地域内で循環利用を行うため、うつくしま資源循環の里づくり事業により施設整備を支援しました。

バイオマスの利活用のための施設整備

うつくしま資源循環の里づくり事業（地域バイオマス利活用事業）

1. 鮫川地区（平成21年度着工）

平成21年度 …… 事業費30,000千円(実施設計、用地買収等一式)

平成22～23年度… 堆肥化施設等の建設工事

生産能力 原材料 2,506 t/年

製造量 1,250 t/年

[参考]

猪苗代地区堆肥製造施設(右写真)

平成18～20年度

生産能力 原材料 6,281 t/年

製造量 2,456 t/年



自然環境に配慮した農業生産基盤の整備

「うつくしま農村整備プラン21」の実施方針の一つである「自然環境保全等に配慮した事業の実施」のために策定した手引きに基づき、自然環境等に配慮した農業生産基盤整備を推進しています。各事業地区においては、環境保全の考え方を明確にした「田園環境整備マスタープラン」に基づき、生態系に配慮した多自然型の水路づくりや、生息する動植物の一時的な移動、繁殖時期を考慮した工事実施時期の設定など、環境に配慮した工事を実施しています。

2 米政策改革推進対策及び「水田農業改革実践プログラム」の取組み

(1) 米政策改革推進対策に係る取組み

米の需給調整

本県の21年産米の需要量に関する情報（生産目標数量）は365,000トン、面積換算値は67,970haとされました。この需要量に関する情報は、米消費の長期的な減少傾向を踏まえて国が算定したものであり、本県には過剰作付けの解消が求められました。

このため、国の水田等有効活用促進対策の活用等による大豆、麦、飼料作物、飼料用米・米粉用米の作付拡大を進めるとともに、収益性の高い野菜・花き等の導入を進めました。

これらの取組みの結果、主食用米の作付面積は80,200haとなり、過剰作付面積は昨年に比べ約300ha減少しました。

水田農業改革の推進

本県では、「ふくしま水田農業改革実践プログラム（以下、「実践プログラム」という。）」に基づき、「環境と共生する米づくり」、「大豆・そば・麦・飼料作物の生産振興」、「水田を活用した園芸作物の生産拡大」、「意欲ある水田農業の担い手の確保」の4つを戦略の柱とした推進活動を関係機関・団体が一体となって、水田農業改革の実現に取り組んでいます。

実践プログラムの推進母体である福島県水田農業改革推進本部は、課題解決チーム会議、幹事会、本部会議を開催し、推進上の課題抽出と解決策の検討、全体の進行状況の把握及び総合的な検討を行いました。また、21年度後半の推進活動を最終年次目標の達成に向けた最後の機会と捉え、取り組むべき課題ごとに解決方策、推進内容・時期、担当、推進対象を定めた行動計画の策定と、計画に基づく重点推進活動を展開しました。

平成21年度の実績は、直播栽培の団地、加工用米、そばの団地面積は前年度実績を下回る一方、環境と共生する米づくり（有機・特別栽培米、エコファーマーによる栽培）や飼料用イネ（飼料用米・WC S用稲）の作付拡大、地域水田農業ビジョン担い手の認定農業者数の増加など、地域の特色や課題に応じた推進活動の展開により一定の成果がありました。

(2) 平成21年度「水田農業改革実践プログラム」の取組み

平成21年度は、前年度の実践プログラムの実績の評価や水田農業改革懇談会からの提言を踏まえた施策の展開、各地域ごとの特性に応じた推進活動の結果、環境と共生する米づくり、大豆の団地面積、飼料用イネ作付面積、地域水田農業ビジョン担い手の認定農業者数の増加などの成果が得られました。特に、環境と共生する米づくりは、エコファーマー・特別栽培米の組織的な取組みによって、毎年、着実に増加しています。また、国の水田等有効活用促進対策の活用と一体となった推進の結果、飼料用イネ（WCS用稲・飼料用米）の作付面積が大幅に増加するとともに、米粉用米の生産が本格的に開始されました。

環境と共生する米づくりの取組面積 (単位:ha)

	平成18年 基準値	平成20年 実績値	平成21年 実績値	平成22年 目標値
環境と共生する米づくりの取組面積	21,008	27,158	28,801	32,000
有機栽培米 ¹	177	189	206	280
特別栽培米 ²	3,556	6,123	7,110	8,820
エコファーマーによる栽培米 ³	17,275	20,846	21,485	22,900

(出典：水田畑作課、循環型農業課調べ)

- 1：転換期間中を含む。
- 2：県認証に加え、県認証以外（化学合成農薬等の使用が地域の慣行基準の5割以下であることが確認できるもの）を含む。
- 3：生産方式の導入計画面積

水稲直播栽培団地の面積 (単位:ha)

	平成18年 基準値	平成20年 実績値	平成21年 実績値	平成22年 目標値
水稲直播栽培団地の面積(6ha以上)	654	899	802	1,250
(参考)団地数	35 団地	57 団地	51 団地	100 団地

(出典：水田畑作課調べ)

加工用米の作付面積 (単位:ha)

	平成18年 基準値	平成20年 実績値	平成21年 実績値	平成22年 目標値
加工用米の作付面積	852	442	423	2,000

(出典：水田畑作課調べ)

大豆の団地面積 (単位:ha)

	平成18年 基準値	平成20年 実績値	平成21年 実績値	平成22年 目標値
大豆の団地面積(1ha以上)	945	1,268	1,287	1,400

(出典：水田畑作課調べ)

そばの団地面積

(単位:ha)

	平成18年 基準値	平成20年 実績値	平成21年 実績値	平成22年 目標値
そばの団地面積(1ha以上)	1,230	1,580	1,485	2,000

(出典：水田畑作課調べ)

飼料用イネの作付面積

(単位:ha)

	平成18年 基準値	平成20年 実績値	平成21年 実績値	平成22年 目標値
飼料用イネの作付面積	97	418	740	250
(参考)WCS用稲	-	331	390	-
(参考)飼料用米	-	88	350	-

(出典：水田畑作課、畜産課調べ)

転作田への園芸作物の作付面積

(単位:ha)

	平成18年 基準値	平成20年 実績値	平成21年 実績値	平成22年 目標値
転作田への園芸作物の作付面積	2,738	2,499	2,139	3,600

(出典：水田畑作課調べ)

地域水田農業ビジョン担い手の認定農業者数

(単位:経営体)

	平成18年 基準値	平成20年 実績値	平成21年 実績値	平成22年 目標値
地域水田農業ビジョン担い手の認定農業者数	4,538	5,325	5,680	5,350

(出典：水田畑作課調べ)

JA会津みどりにおける飼料用米の取組み

会津坂下地域では、県の試験研究機関と連携して早期から飼料用米の栽培に取り組んでいましたが、平成20年からは、JA会津みどりが中心となって飼料用米研究会を設立し、管内一円を対象に多様な米づくりの一環として飼料用米の生産に取り組み、平成21年度の作付面積は、前年比26ha増の31haと拡大しています。

飼料用米の安定生産を図るため、多収性品種「ふくひびき」の導入や温湯種子消毒による薬剤費の削減、高度施肥管理、直播栽培などの低コスト技術の導入に取り組むとともに、国・県の支援制度を積極的に活用しながら生産拡大を図っています。

また、耕畜連携の取組みとして、飼料用米収穫後のわらの畜産利用も進めています。



(鉄コーティング種子による直播の様子)

3 新技術の活用等による農業の振興

(1) 農業総合センターにおける生産現場の課題を解決するための技術開発

農業総合センターでは、生産現場における課題を速やかに解決し、本県農業の振興を技術面から支援するため、以下の重点テーマを設けて試験研究に取り組みました。

- ア 競争力のある新品種開発の加速化
- イ 食の安全・安心に応える「ふくしま型有機栽培」技術の確立
- ウ 美しい水環境、生態系保全技術開発
- エ 地球温暖化に対応できる技術開発
- オ 中山間地農業を支援する技術開発

このうち、「競争力のある新品種開発の加速化」では、「本県に適した高品質で優良な新品種の開発」などを目的に新品種を開発を行い、収量や品質の安定性に優れ、倒伏しにくく栽培しやすい水稻良食味品種「天のつぶ」を育成しました。

「食の安全・安心に応える『ふくしま型有機栽培』技術の確立」では、有機農業の普及拡大を図るため、本県で開発したイネミズゾウムシの防除法の省力化や田畑輪換による水稻・大豆の有機栽培体系の開発等に取り組みました。

「美しい水環境、生態系保全技術開発」では、自然環境改善効果の評価手法や病害虫の発生リスクに応じた農薬散布技術、リンゴとももの防除を共有化し農薬使用量を削減する技術の開発に取り組みました。

「地球温暖化に対応できる技術開発」では、温暖化に伴う気象変動が本県の農作物の生育に及ぼす影響を検証するとともに、農業分野から発生する温室効果ガスを抑制するために、木質バイオマス燃料と太陽光発電を利用した省エネルギー型園芸施設の開発に取り組みました。

「中山間地農業を支援する技術開発」では、特産農産物の有効利用を図るため、機能性食品としての加工利用が期待されているナツハゼ果実の機能性成分の種類や濃度を解明しました。

また、飼料自給率の向上対策として飼料米などの国産飼料活用技術の開発や、果樹の凍霜害対策の要否を判断するための温度指標の策定を行いました。

水稻新品種「天のつぶ」



写真（左）
刈り取り時期を
迎えた「天のつぶ」



写真（右）
既存品種より草丈が短く
倒れにくい
左より
「天のつぶ」
「ひとめぼれ」
「コシヒカリ」

(2) 県オリジナル品種・新技術等を活用した多様な農業の振興

ア 水稲

県オリジナル水稲品種(酒造好適米)「夢の香」は、主に会津地方を中心に、酒造メーカーとの契約栽培が行われています。

オリジナル水稲品種(糯)「あぶくまもち」は、平成21年に奨励品種に採用された新品種で、飯舘村のもち米生産団地での導入・面積拡大を図りました。

イ 大豆

大豆品種「あやこがね」は、平成20年度に奨励品種に採用された新品種で、既存の品種よりも機械化適性や味噌加工適性などが優れています。県内各地方で普及実証ほを設置し、栽培特性や加工適性の調査、大豆300A技術などの新技術導入を検討しながら普及拡大に努めるとともに、県米改良協会と連携し、安定した種子供給体制を構築しました。

ウ そば

県オリジナルそば品種「会津のかおり」は、平成21年3月に品種登録され、本格的な栽培導入が開始されました。種子については、「会津のかおり」種子協議会と種子の許諾契約を結び、円滑な供給体制を確立しました。生産から加工・販売までの一連の関係者が組織する「うつくしま蕎麦王国協議会」等の各種団体と連携し、生産拡大とブランド化に取り組みました。

エ いちご

県オリジナルいちご品種「ふくはる香」は、特に県南地方の棚倉町、県中地方の須賀川市、鏡石町等で作付けが進んでいます。食味が良く、果形も大玉のため高い評価を得ています。また、甘みに加え酸味を特徴とする「ふくあや香」は、半促成栽培に適することから、主に県北地方において作付けの拡大を進めています。

オ アスパラガス

県オリジナルアスパラガス品種「ハルキタル」、「春まちグリーン」及び「はるむらさきエフ」の普及に努めた結果、特に「ハルキタル」は、県内全域に作付けが拡大しています。南会津地方では、紫系統のアスパラガス品種「はるむらさきエフ」、グリーン、ホワイトの三色アスパラガスのセット販売を展開しています。

カ ぶどう

県オリジナルぶどう品種「あづましずく」は、福島市、伊達市、郡山市等で日本なし産地の複合品目として栽培面積が拡大(H21までに県全体で29.2ha)しています。特に、平成21年度からは郡山市産「あづましずく」が本格的に出荷されています。

キ りんどう

県オリジナル品種を中心としたりんどう産地育成のため、県内4カ所に「ふくしましおん」及び「ふくしまほのか」等の普及拠点ほを設置し、普及・展示及び生育データを収集しています。また、県産花きの消費拡大に向けて、農業団体や花き流通・販売団体と連携し、「ふくしまフラワーフェスティバル」などのPR活動を実施しました。

ク 肉用牛

肉用牛については、枝肉重量にも優れる但馬系種雄牛「福福栄（ふくふくさかえ）」を基幹種雄牛として新たに選定しました。これまで造成された基幹種雄牛「第1勝光（だいいちかつひかり）」、「景東（かげあずま）」、「隼平茂（はやひらしげ）」、「福寿幸（ふくとしゆき）」、「登美貴（とみたか）」、「日本桜（にほんざくら）」と並んで、質・量兼備の銘柄「福島牛」の生産に大きく貢献する種雄牛として、セリ市場や研修会で利用を推進しました。

県オリジナル水稻品種（糯）「あぶくまもち」について

飯館村では、JAそうまのもち生産部会が中心になり、特色ある米づくりの一環として、もち米の栽培に取り組み、約200haの団地を形成しています。品種は「ヒメノモチ」と「こがねもち」が導入されていますが、品質や生産性に課題があるため、かねてより県に対して新品种導入の要望がありました。

そのような中、県は、穂発芽しにくく耐冷性が強いオリジナル品種「あぶくまもち」を平成21年に奨励品種とし、飯館村を中心とした地域に導入を図っています。

導入に際して、種子の生産・販売はJAそうまが県と許諾契約を結び、安定生産・供給体制の構築に向けて取り組んでいます。

また栽培暦の策定、展示ほの設置、栽培推進活動なども、県、村、JA、生産者が緊密に連携し、役割を分担しながら行っています。

平成21年度は展示ほを設置し、栽培特性を調査するとともに、生産物を転用種子としました。平成22年はこの種子を基に、約35ha作付けすることとしており、当面100haを目標に作付けを推進することとしています。



（「あぶくまもち」の生育の様子）

4 安全で安心できる農産物の供給の推進

(1) 農産物の安全・安心の確保

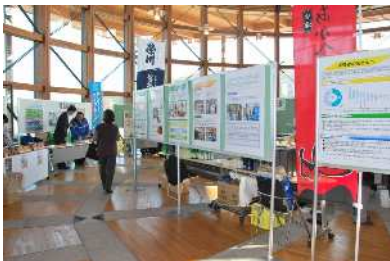
トレーサビリティシステムの普及啓発

消費者の食の安全・安心に対する関心が高まる中、生産履歴や出荷情報の確実な情報提供が求められています。また、食に係る事業者においても生産・流通に関する情報を適切に管理することは、品質管理の上で不可欠です。このため、本県産農林水産物の安全・安心のためトレーサビリティシステムの導入支援と普及啓発を図った結果、平成21年度は2事業者がトレーサビリティシステムの導入支援事業に取り組みました。

また、消費者の安心を得るために、生産者、事業者の安全に関する取組を紹介し、相互理解の促進を図りました。

安全で安心なふくしま推進大会

安全や安心が真に実感できる暮らしを、みんなで考えるため、「安全で安心なふくしま推進大会」を開催しました。当日は元日本テレビアナウンサーの福留功男さんの楽しいトークや食の安全パネル展示、食の安全・安心パネルディスカッションのほか、米粉ピザづくり体験や農産物の販売を行いました。参加者からは食の安全に関する理解が深まったとの感想が寄せられました。



(食の安全パネル展示)



(食の安全・安心パネルディスカッション)

食の安全安心体験ツアー

安全で安心な食べ物について知ってもらうため、農産物直売所や加工場、水産市場などを見学・体験する「食の安全安心体験ツアー」を行いました。

参加した皆さんは、普段食べている野菜や肉などを安全に作ったり運んだりする取組を真剣に学んでいました。



(畜産物コース(8/5))



(農産物コース(8/18))

GAP手法の導入

GAP（農業生産工程管理）は、生産者自らが生産・出荷段階における危害要因を分析し、そのリスクを最小限に抑えるための対策を実践するとともに、それを記録、評価し次の生産工程管理を改善する手法です。安全・安心な農産物を消費者に届けるためには、これら一連の取組みが重要であることから、重点産地の設定や研修会を開催し、GAP手法の普及啓発に努めた結果、GAPに取り組む産地数は順調に増加しています。

また、これまでは、5年間のGAP推進に必要な事項等を定めた「基本指針」と、単年度ごとの推進方策を示した「推進方針」を策定して推進してきましたが、この2つの内容を包括するものとして、これまでの管理方法等を見直した「福島県GAP（農業生産工程管理）推進基本方針」を平成22年2月に策定し、平成26年度までのGAPの推進に必要な事項をとりまとめました。

福島県GAP（農業生産工程管理）推進基本方針の概要

1 県で推進するGAP

県は、消費者からの信頼性を確保する観点から、GAPの推進に当たり、「福島県農産物安全確保のためのGAP推進マニュアル」を基本として、産地ごとに定期的な内部監査を実施するとともに、生産者個々の記録の開示に対応するため、トレーサビリティシステムと一体となって取り組むことを原則としました。

さらに、産地の実情に応じて、優先順位の高い危害要因を追加して取組み、第三者認証等の高度なGAPへの移行を促進することとしました。

2 目標

	現状（平成20年度）	目標（平成26年度）
GAPに取り組む産地数	66（産地）	186（産地）

3 推進方法

具体的な推進に当たっては、関係者（生産者、産地、農業団体、行政機関等）の役割を明文化するとともに、推進母体として、県及び地方段階に推進協議会を設立し、産地情報等について県民へ積極的にPRします。

有機農産物の認定

消費者の安全・安心志向に対応するとともに、環境にやさしい農業を推進するため、平成18年に、本県自らがJAS法に基づく登録認定機関の登録を受け、農業総合センターにおいて有機農産物（生産行程管理者）の認定業務を実施しています。平成21年度は14件の認定を行い、平成22年3月末までに生産者61名の認定を行いました。

(2) 農薬適正使用の推進

近年、農産物の安全性や生活環境の保全等に対する関心の高まりを背景に、農薬の適正使用の徹底が強く求められています。平成18年5月29日から施行された「残留農薬のポジティブリスト制度」に適切に対応できるよう、関係機関・団体等が一丸となって、農薬適正使用推進会議を始め、各種研修会や現地指導会において、農薬の飛散防止対策等の周知徹底を図りました。

また、生産段階において農薬を適正使用したほ場から生産された5作物（ミニトマト、ジャガイモ、イチゴ、ニラ、ダイコン）の残留農薬分析を行った結果、基準値の超過はありませんでした。

農薬の適正使用に関する指導者の育成については、農薬管理指導士20名及び農薬適正使用アドバイザー94名の認定を行いました。

農作物の農薬散布履歴の記帳推進については、農業者に対する啓発・指導を行うとともに、JAなどの出荷団体に対しては、農薬散布履歴を出荷前に確認して、農薬を適正に使用した農産物を出荷するよう指導しました。その結果、主要な作物で「全戸確認」が行われるようになりました。

障壁作物の植栽による農薬飛散防止対策

「残留農薬のポジティブリスト制度」の施行により、原則としてすべての農薬に残留基準値が設定され、基準値を超過した農作物は出荷できなくなります。このため、近隣から飛散したわずかな農薬でも問題となる恐れがあります。

農薬散布時の飛散を防ぐ対策としては、飛散低減ノズルの使用や飛散防止ネットの設置などが有効な方法です。なかでも、導入コストが安価で、農薬の飛散を防止する効果の高い障壁作物（生育が旺盛なソルゴーなど）を、ほ場の外縁部に栽培する取組みが進んでいます。



(3) 食品表示適正化の推進

食品表示は、食品への信頼を確保するための消費者への情報源として重要ですが、全国的に原産地の偽装表示などの不適正な事例が発生し、消費者の食に対する信頼を失わせる要因となっています。

このため、事業者に対する食品表示に係る調査を定期的にも実施するとともに、県内の消費者40名を「食品表示ウォッチャー」に委嘱し、食品表示のモニタリングを行いました。

その結果、JAS法に基づく生鮮食品の適正表示率は89.6%となっています。

食品表示ウォッチャーの設置

食品表示の監視強化のため、消費者を食品表示ウォッチャーとして委嘱し、食品表示のモニタリング調査結果を定期的に県に報告していただき、食品表示の適正化を図ります。

委嘱人数 : 40名
調査期間 : 平成21年6月～平成22年3月
調査店舗数 : 2,815店舗

食品表示の適正化指導

食品表示の監視指導を行い、適正な食品表示を推進するため、県内の事業者に対してJAS法に基づく調査等を実施し、食品の適正表示を指導します。

JAS法に基づく食品加工業者の適正表示率 90.2%
JAS法に基づく生鮮食品業者の適正表示率 89.6%

5 農業・農村の多面的機能の維持・発揮と中山間地域の活性化

(1) 「中山間地域等直接支払事業」等の推進による耕作放棄地の発生防止

中山間地域は、県土の保全、水源のかん養、農村景観の維持など、県民生活を守る重要な機能を果たしています。しかし、本県では経営耕地面積の約48%が中山間地域に存在し、当該地域は平地に比べて1戸当たりの経営耕地面積が狭い上、傾斜地が多いなど生産条件が不利であることや、農業の担い手の減少・高齢化などにより、農業生産活動を通じた多面的機能の維持・発揮が困難となることが懸念されています。

このため、中山間地域における農地等の保全活動や農業生産活動を支援する「中山間地域等直接支払事業」が実施されており、平成21年度は46市町村、1,448の協定が締結され、取組面積は16,316haとなりました。将来に向けて農業生産活動を継続するための体制整備を行う取組みは、協定面積の65.7%で締結され、耕作放棄地の発生防止に大きな効果を発揮しています。

また、「福島県遊休農地活用に関する基本方針（平成18年2月改正）」に基づき、担い手への農地流動化や地域ぐるみによる農地の有効活用を推進し、耕作放棄地の発生を未然に防止するとともに、農振農用地区域を中心に農業利用や農地保全的利用の推進などを通じて、県土と自然環境の保全を図りました。平成21年度においては、「耕せふくしま！遊休農地再生事業」（県単）や「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」（国庫）等により162.4haの耕作放棄地を解消しました。

耕作放棄地を活用した農業参入事例～有限会社 F・K・ファーム～

田島町（現南会津町）では、冷涼な高原性の気候を利用して、そばや花き、トマト、アスパラガスなどの園芸作物を中心とした農業振興が進めてきましたが、近年、農業後継者の減少、担い手の高齢化に伴って耕作放棄地が増加するなど、農業生産が減少しています。

こうした状況の中、地元の建設業者が母体となり、平成16年8月に農業生産法人「有限会社 F・K・ファーム」が設立されました。

F・K・ファームは、同町内の水無地区、中荒井地区にあった長期間耕作されず耕作不能な農地を借り受け、県単事業等を活用して農地再生に取り組み、そば生産を開始しました。法人設立当初約10haであった経営面積は耕作放棄地を解消しながら順次拡大し、平成22年3月までに43.9haの耕作放棄地を再生利用しています。

そばの生産では、本県育成そば品種「会津のかおり」の種子生産に取り組み、県内有数の種子産地として、県推奨ブランドの栽培拡大に貢献するとともに、平成17年はそば粉の加工販売、平成19年からはそば店を出店するなど高付加価値化を図っています。

また、雇用労働力を有効に活用するため、平成19年からは南会津町特産のアスパラガスの生産を開始し、アイスクリームやロールケーキ等の新商品開発を行っている地元企業組合に加工原料を供給するなど、農業の6次産業化にも積極的に取り組んでいます。

こうしたF・K・ファームの取組みを契機として、新たに2つの耕作放棄地解消に取り組む組織が設立され、地区内の耕作放棄地の解消が急速に進み、平成16年度末78.6haあった耕作放棄地が、平成19年度末で3.1haにまで減少しています。

これらの取組みが高く評価され、平成22年4月に開催された「第二回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰」において、「農林水産大臣賞」を受賞しました。



(荒海農産物直売所におけるそば店の経営)

(2) 農地・水・環境保全向上対策の実施による地域の活性化

農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立と併せて、基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図り、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要です。

農地・水・環境保全向上対策は、農家と農家以外の地域住民等が参加し、地域の実態を反映した創意工夫のある効果的な活動が将来にわたって定着するよう、地域の共同活動と環境保全に向けた先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援するものです。

平成21年度は、県内で663活動組織、交付金交付対象面積37,408haで共同活動の取組みが行われました。

また、88活動組織、2,274haでは、地域ぐるみで化学肥料、化学合成農薬の大幅低減などの環境にやさしい特別栽培等の先進的な営農活動を実施しています。

農地・水・環境保全向上対策の活動事例

～ 生態系の復元と景観形成（埴町 里山ネット植田）～

東白川郡埴町の活動組織「里山ネット植田」（会員625名、165戸）が地域の農用地50haで農地・水・環境保全向上対策の活動に取り組んでいます。

「里山ネット植田」では、「生態観察グループ」を中心とする生態系に配慮した取組みと、「長寿会」を中心とする景観形成の取組みで大きな成果を上げています。

生態観察グループは、昔のように水棲生物が生息できる水路に蘇らせようと、「フカ」と呼ばれる（比較的深い）用水路を粗朶柵そださくで改修しています。その結果、ドジョウやタニシなど多様な生物が確認できるようになりました。

また、長寿会は、専門家の指導を受けながら、町を挙げて取り組んでいるダリア栽培に取り組んでいます。

これらの活動には、多様な非農家が多数参加し、地域住民間の交流の活性化や、地域のまとまりがよくなるなど、むらづくりに大きな効果をあげています。



そださく
（粗朶柵による「フカ」改修）

6 農の雇用対策

厳しい雇用情勢が続く中で、他産業を離職した方等の就農を促進するため、各農林事務所における就農相談会や「農林漁業への就職のためのガイダンス」を開催しました。

また、福島県緊急雇用創出基金事業等を活用した雇用対策事業や農業技術習得のための研修事業を実施し、延べ281人の研修雇用が確保されました。

平成21年度の主な取組内容

1 各農林事務所就農相談会の開催

- (1) 開催時期：平成21年4月20日～27日
- (2) 開催場所：各農林事務所会議室等
- (3) 相談件数：61件

2 農林漁業への就職のためのガイダンスの開催

- (1) 主 催：福島労働局、ハローワーク、福島県、
(社)福島県林業協会、福島農政事務所
- (2) 開催時期：平成22年1月14日～29日
- (3) 開催場所：各ハローワーク等
- (4) 相談件数：75件

3 雇用対策事業・研修事業の実施

事業名	事業内容	実施 期間	研修者 被雇用者 (人)	受入 経営体
「農」の緊急雇用対策事業 (20年度予備費)	就農希望者が、農業法人等において農業技術等を習得できる雇用的形態の実践的な研修を実施 (助成額 月 100千円/人)	21年 1-3月	95	55
農業技術習得実践研修事業 (21年度当初)	就農希望者が、農業法人等において農業技術等を習得できる実践的な研修を実施 (助成額 月 50千円/人)	21年 4-10月	17	17
就農円滑化研修事業 (21年度9月補正)	就農希望者が、農業法人等において農業技術等を習得できる雇用的形態の実践的な研修を実施 (助成額 月 100千円/人)	21年11月 -22年3月	52	31
農業法人等チャレンジ雇用支援事業 (緊急雇用創出基金事業)	農業法人等に対し、失業者等を雇用して新規部門の導入等を図る農業経営の発展モデルの実証事業を委託 (賃金 月 145千円/人)	21年8月 -22年3月	117	44
計			281	147

新たな農林水産業振興計画等の策定

1 「福島県農林水産業振興計画 いきいき ふくしま農林水産業振興プラン」の策定

県では、平成13年度から「うつくしま農業・農村振興プラン21」に掲げる21世紀初頭における本県農業・農村の目指す姿の実現に向けて、各種施策を展開してきました。

しかし、農業と農村を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進行、米価を始めとする生産物価格の低迷、資材価格の高騰、地球規模の環境問題の顕在化など、大変厳しい状況にある一方、消費者の「食の安全」や農産物の安定供給に対する期待が高まるなど、急激に変化しており、現在、または今後見込まれる政策課題に適時的確に対応することが求められています。

そこで、食料、資源、環境等の問題への対応、安全で安心できる農林水産物の提供、地域活性化など、「農業・農村」、「森林・林業・木材産業」、「水産業」が一体となって共通する課題を解決し、将来にわたり、夢と希望の持てる農林水産業と農山漁村を築き上げていくことを目指して、平成22年3月に「福島県農林水産業振興計画 いきいき ふくしま農林水産業振興プラン(計画期間：平成22年度～26年度)」を策定しました。

振興プランの概要

1 基本目標

いのち
生命を支える「食」と いきいきと暮らせる「ふるさと」の創造

2 スローガン

みんなが主役。「絆」がつくる “ごちそう ふくしま”

3 子どもたちが社会を担う将来においてめざす姿

- (1) 多様な人が集う、いきいきとした活力ある農山漁村
- (2) 県民のくらしを支え、持続的に発展する農林水産業
- (3) 県民の期待に応え、安全・安心な農林水産物を提供する農林水産業
- (4) 美しい自然環境を次世代に引き継ぐ、環境と共生する農林水産業

4 施策の展開方向

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1) 魅力ある農山漁村の形成 | (4) 水産業の振興 |
| (2) 農業の振興 | (5) 安全・安心な農林水産物の提供 |
| (3) 林業・木材産業の振興 | (6) 自然・環境との共生 |

5 重点戦略

- (1) みんなのチカラで自給力向上プロジェクト
- (2) 「ふくしまの恵みイレブン」強化プロジェクト
- (3) 有機農業の産地形成を目指した環境と共生する農業の推進
- (4) 地域産業の6次化の推進
- (5) “ふくしまチャレンジゆめファーマー”育成プロジェクト
- (6) 新規就業者の確保・定着
- (7) 農業水利施設等ストックマネジメントの推進
- (8) 県産材フル活用の促進

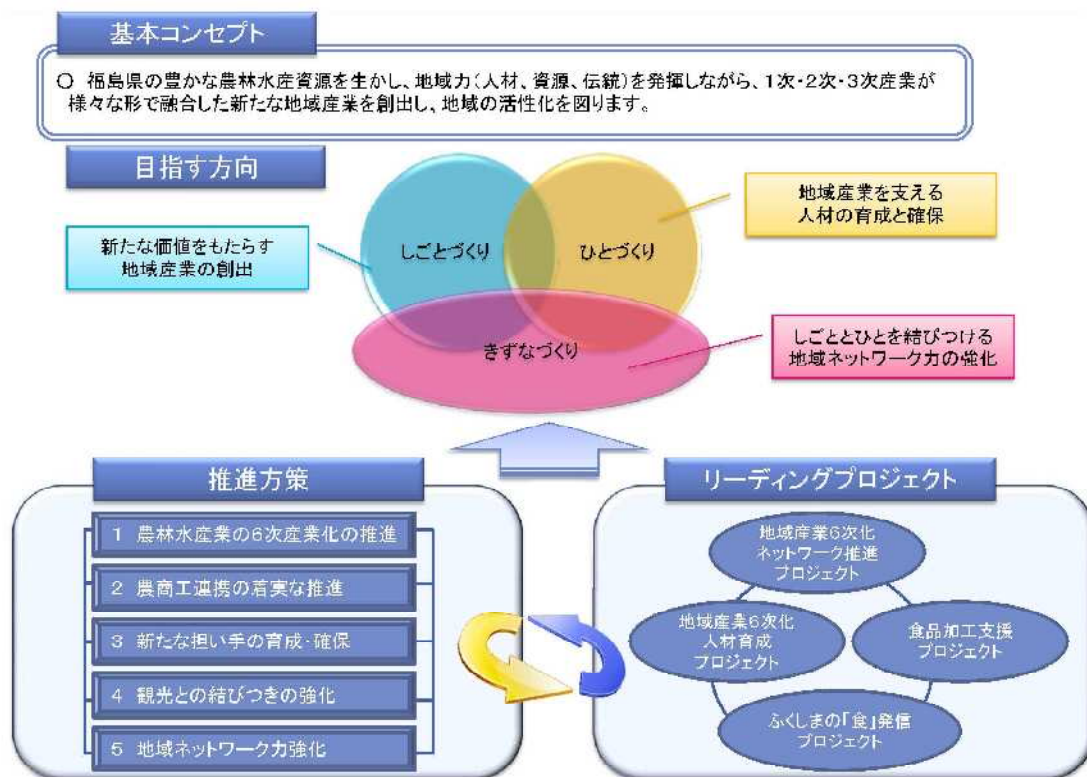
2 「ふくしま・地域産業6次化戦略」の策定

我が国の厳しい経済・雇用情勢の中、新たな雇用の創出や地域活性化の鍵として、地域の社会・経済を支える農林水産業と商工業への期待が高まっています。

こうした中、農林水産業の6次産業化や農商工連携等の先進的な実践者等との意見交換やインタビューなどを踏まえ、平成22年3月に「ふくしま・地域産業6次化戦略」を策定し、本県の豊かな農林水産資源と地域の人材・技術・観光等の資源を生かして、1次産業・2次産業・3次産業が様々な形で連携・融合した「地域産業の6次化」を推進し、農林漁業者の所得向上と地域経済の活性化を図ることとしました。

本戦略の推進に当たっては、次の3つの目指す方向、5つの推進方策を掲げ、4つのリーディングプロジェクトを関係機関・団体が一体となって重点的に取り組みます。

地域産業6次化戦略の概要



用語解説

あ

エコファーマー（えこふぁーまー）

たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入計画について、知事が認定した農業者の呼称です。

か

環境保全型農業（かんきょうほぜんがたのうぎょう）

自然環境を守りながら、安全・安心な農産物を生産するため、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和を図りながら、地域における有機性資源の循環利用を図ることを基本とした農業のことです。

G A P [Good Agricultural Practice]（ぎゃっぷ）

農業者が農産物の安全性や環境保全などについて、適切な管理を行うことで危害要因の発生を抑えようとする農業生産行程管理手法のことです。

グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村において、その土地の自然、文化、人々との交流を楽しむ「滞在型の余暇活動」のことです。

クラインガルテン

ドイツの市民農園のことで、日本語に訳すと「小さな庭」。日本では、「滞在型市民農園」ともいいます。ラウベという休憩施設が併設され、ラウベに滞在しながら家庭菜園、ガーデニングなどを行うことができます。

耕作放棄地（こうさくほうきち）

耕作放棄地は、農林業センサスで「調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきした意志のない土地」としています。なお、これに対して、調査日以前1年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意志のある土地

は『不作付け地』といい、経営耕地に含まれる。」と定義されます。統計上の用語です。

なお、農林業センサスでは「長期間にわたり放置し、現在、原野化しているような土地は耕作放棄地に含めない。」としています。

米政策改革大綱（こめせいさくかいかくたいこう）

米づくりの本来あるべき姿を実現するための基本的な考え方として、平成14年12月に政府で決定されたものです。本大綱（目標年次：平成22年）では、消費者重視・市場重視を掲げ、米の需給調整対策、流通制度、関連施策などの包括的な改革を、整合性をもって実行することとしており、もって、水田農業経営の安定と発展を図ることを目指しています。

さ

持続性の高い農業生産方式

（じぞくせいのたかいのうぎょうせいさんほうしき）

たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産の方法のことです。

実需者（じつじゅしゃ）

生産された農産物などを加工・販売するために必要とする人（食品加工業者など）のことです。

集落営農（しゅうらくえいのう）

集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に営農を行うことです。

主業農家（しゅぎょうのうか）

農業所得が50%以上で、65才未満の農業従事60日以上の方がいる農家のことです。

準主業農家（じゅんしゅぎょうのうか）

農外所得が主で、65才未満の農業従事60日以上の方がいる農家のことです。

水田経営所得安定対策

(すいでんけいせいしょとくあんていたいさく)

我が国農業の構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律にも対応し得るよう、これまで、すべての農業者を対象として、個々の品目ごとに講じられてきた対策を見直し、意欲と能力のある担い手に対象を限定し、その経営(米・麦・大豆)の安定を図るための制度です。

水稲直播栽培(すいとうちょくはさいばい)

育苗や田植えを行わず、ほ場に直接播種し、育てる栽培技術です。育苗、田植えのコストや手間を省くことができます。

ストックマネジメント

農業水利施設や農道などの施設の定期的な機能診断により適切な保全対策を実施し、継続的・効率的・合理的に施設を管理する手法や技術体系のことです。

生分解性マルチフィルム(せいぶんかいせい)

穀物デンプンなどを原料とした生分解性のプラスチックを使用したマルチフィルム(除草や保湿等のために農地に被せるフィルム)で、使用后、土壌中にすき込むことにより、微生物の働きで水と炭酸ガスに分解されます。

た

大区画ほ場(だいくかくほじょう)

1区画が、1ha以上に整備された農地です。

WCS[ホールクロップサイレージ]

(だぶりゅしーえす)

牧草及び飼料作物等をサイロ等に詰める、またはロール状に整形してプラスチックフィルムでラッピングすることで乳酸発酵させ、保存性を高めた飼料をサイレージといい、植物(飼料作物)の子実と茎葉部を混合してサイレージ化したものをホールクロップサイレージといいます。稲のホールクロップサイレージは、平成20年から米穀に位置づけられ、米の生産調整の取組みとして取り扱う米穀等に含まれるとともに、昨今の輸入飼料の高騰を背景として、

作付拡大が図られています。

団地(化)(だんち(か))

一定程度の農地のまとまりを指す用語で、農業機械の移動が容易に行われる程度に農地が接しており、かつ、隣接する農地に同一作物が栽培されている農地のまとまりが、一定程度の面積となっている状態のことです。

農地の団地化は、作業効率を高めるとともに、経営面積を拡大するために必要な条件であることから、水田農業構造改革対策などの各種の施策において推進しています。

登熟(とうじゅく)

米、麦、豆類の種子が次第に発育・肥大していくことをいいます。

特定農業団体及び特定農業法人(とくていのうぎょうだんたい とくていのうぎょうほうじん)

農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用改善団体の特定農用地利用規程において、目標とする5年以内に以下の農地を集積する組織または農業生産法人をいいます。

特定農業団体：地域内農地の2/3以上を集積(平成22年3月末現在 43団体)

特定農業法人：地域内農地の過半を集積(平成22年3月末現在 19法人)

特別栽培(とくべつさいばい)

化学肥料と化学合成農薬の使用量を、その地域の慣行栽培に比べて5割以上削減した栽培方法です。

トレーサビリティシステム

トレーサビリティとは、追跡が可能であることを意味します。問題発生時に食品の流通ルートを遡ることによって問題の原因把握、当該食品の回収・撤去を容易にする体制をいいます。

な

認定農業者(にんていのうぎょうしゃ)

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、経営者自らが、経営規模の拡大や生産方式の合理化等に関する経営改善計画を作成し、市町村長の認定を受けた農業者のことです。

農外所得（のうがいしょとく）

農家が、農業以外の事業活動や労働賃金によって得た所得のことです。

農家所得（のうかしょとく）

農業所得と農外所得の合計のことです。

農家総所得（のうかそうしょとく）

農家所得と年金・被贈等の合計のことです。

農家総所得	「農家所得」 + 「年金・被贈等」
農家所得	「農業所得」 + 「農外所得」
農業所得	農家が農業生産活動で得た所得
農外所得	農家が農業以外の事業活動や労働賃金によって得た所得
年金・被贈等	年金や祝金、香典などの被贈収入

農業依存度（のうぎょういぞんど）

農家所得に占める農業所得の割合で、農家所得のうち、どれだけ農業所得に依存しているかを示す指標です。

農業産出額[農業粗生産額]

（のうぎょうさんしゅつがく）

農業生産活動によって生産された最終産物の総生産額のことです。

農地・水・環境保全向上対策（のうち みず かんきょう ほうぜんこうじょうたいさく）

将来にわたって農業・農村の基盤を支え、環境の向上を図るため、地域ぐるみによる効果の高い共同活動や、農業者ぐるみによる先進的な営農活動を支援する制度です。

は

バイオマス

有機性（光合成によって作り出される生物由来の）資源の総称です。バイオマスは、太陽、水、炭酸ガス、植物があれば繰り返し生産及び活用することができます。

販売農家（はんばいのうか）

「販売農家」：農家の中で、経営耕地面積が30アール以上、または農産物販売額が50万円以上の農家のことです。

副業的農家（ふくぎょうてきのうか）

65才未満の農業従事60日以上の方がいない農家のことです。

複合性フェロモン剤（ふくごうせいふえろもんざい）

動物の体内から分泌され、交尾などにおいて、他の個体に影響する物質（性フェロモン）をほ場に置くことで、害虫の交尾行動をかく乱し、害虫の繁殖を抑制するために開発された農薬です。

ポジティブリスト制度（ぼじていぶりすとせいど）

基準が設定されていない農薬が一定量以上残留する食品の販売等を原則禁止する制度です。

ま

木質バイオマス燃料

（もくしつばいおますねんりょう）

木に由来する有機性資源の総称です。木材の他に枝葉、製材工場などの残材や建築廃材などを含みません。

や

有機農業（ゆうきのうぎょう）

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、遺伝子組換え技術を利用しないこと、さらに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した生産方式で行う農業のことです。

遊休農地（ゆうきゅうのうち）

遊休農地とは、農業経営基盤強化促進法第5条第2項第4号で「農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるもの。」と定義されています。

6次産業化（ろくじさんぎょうか）

1次産業の農林漁業者が、加工（2次）、販売・多様なサービス提供（3次）にかかわることで、生産物に新たな付加価値を加えて、収入の増加を目指すものです。

福島県農業・農村振興条例

目 次

前 文

第1章 総則（第1条 - 第6条）

第2章 農業及び農村の振興に関する基本施策

第1節 農業及び農村振興の基本方針（第7条）

第2節 農業及び農村振興の主要施策（第8条
- 第18条）

第3章 農業及び農村の振興に関する施策の推進
（第19条 - 第22条）

附 則

福島県の農業及び農村は、緑豊かな恵まれた自然と広大な県土にはぐくまれ、食料の安定供給はもとより地域社会の形成と県民生活の向上に大きな役割を担うとともに、林業、水産業と連携を図りつつ、森・川・海とめぐる循環の理念の下、県土の保全にも重要な役割を果たしてきた。

近年、世界的な人口の増加による食料の不足、農産物の輸入自由化や食料の消費に関する構造の変化、農業就業人口の減少や高齢化及び耕作放棄地の増加、さらには新たな環境問題の発生など、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。

このような状況の下で本県の農業を魅力あるものとし活力のある農村を築き上げるには、大消費地に近接するという地理的な優位性、さらには平坦な地域、中山間地域と多様な地域特性を生かしながら、中通り、会津、浜通りと地域ごとに特色ある農業の展開を図ることが重要である。

また、試験研究及び普及の充実を図り、創意工夫に富んだ意欲ある担い手を育成し、農地を適切に保全しつつ、生産経費の低減を図りながら、安全かつ良質な食料の供給に努めることはもちろん、県土の保全や環境を調和した農業を推進する

とともに、良好な景観の形成といった農業及び農村が有する多面的な機能を発揮することが重要である。

加えて、農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者自らの意欲はもとより、県民一人一人が農業に対する認識を共有しながら県産農産物の消費及び利用の促進を図ることが大切である。

このような考え方に立って、福島県の農業及び農村を貴重な財産としてはぐくみ、将来に引き継ぐとともに、広くその振興の方策を明らかにするために、この条例を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現を図るための基本となる事項を定め、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境と調和のとれた持続的に発展する農業の確立と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 農業は、その有する農産物の供給機能及び多面的機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第3条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的かつ安定的に組み合わせられた農業が確立されるとともに、その持続的な発展が図られなければならない。

2 農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農産物の供給機能及

び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備により、その振興が図られなければならない。

- 3 農業及び農村の振興は、安全な食料を安定的に供給することはもちろん、自然の有する循環機能の維持増進により、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、国、市町村、農業者及び農業関係団体並びに消費者等と連携を図り、農業及び農村に関する施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

- 2 県は、国に対して農業及び農村に関する施策の提言を積極的に行うよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第4条 市町村は、当該市町村の自然的経済的社会的諸条件に応じた農業及び農村の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(農業者及び農業関係団体の努力)

第5条 農業者及び農業関係団体は、自らが安全かつ良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、農業及び農村の振興に関し積極的に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、農業及び農村に対する理解と関心を深め、農業及び農村への認識を広く共有するとともに、県産農産物の消費及び利用を進めることにより、農業及び農村の振興への協力に努めるものとする。

第2章 農業及び農村の振興に関する

基本施策

第1節 農業及び農村振興の基本方針

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計

画的に推進するものとする。

- 一 農業の担い手の育成及び確保並びに地域の特性を生かした農業を促進すること。
- 二 魅力ある農業経営及び収益性の高い地域農業の確立を図ること。
- 三 安全かつ良質な食料供給の確立を図るとともに健全な食生活の普及及び定着に努めること。
- 四 環境と調和した持続的に発展する農業の確立を図るとともに林業及び水産業との連携に努めること。
- 五 豊かで住みやすく活力ある農村の構築を図ること。

第2節 農業及び農村振興の主要施策

(農業の担い手の確保等)

第8条 県は、意欲ある農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、農業に関する教育及び研修の実施、就農支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業経営の安定等)

第9条 県は、農業経営の安定及び多様化を図るため、農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業生産性の向上)

第10条 県は、農業生産性の向上を図るため、生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業技術の向上)

第11条 県は、農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全に対応した農業技術の開発等を推進するとともに、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした農業の促進)

第12条 県は、地理的優位性、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、

生産構造の変革の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農産物の販路の拡大等)

第13条 県は、農産物の付加価値の向上、広域的集荷体制の強化及び販路の拡大を図るため、産地銘柄の確立、食品製造業等の農業に関する産業との連携強化の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業関係団体との連携強化)

第14条 県は、持続的に発展する農業の実現を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の育成及び確保、農産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携を強化し、その活動に必要な支援措置を講ずるものとする。

(環境と調和した農業の推進)

第15条 県は、環境と調和し持続的に発展する農業の推進を図るため、農地の保全及び土、水、生物等の自然が有する循環機能の維持増進に必要な措置を講ずるものとする。

(都市と農村との交流の促進)

第16条 県は、活力ある農村の整備を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(中山間地域等の総合的な振興)

第17条 県は、中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。以下同じ。)の総合的な振興を図るため、中山間地域等の農業生産基盤と生活環境を一体的に整備するとともに、地域資源を活用した産業の複合化を促進し、その他必要な措置を講ずるものとする。

(多面的機能に関する県民理解の促進)

第18条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、農業及び農村に関する情報の提供、学習の機会の充実そ

の他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 農業及び農村の振興に関する 施策の推進

(基本計画の策定)

第19条 知事は、農業及び農村の振興に関する基本施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならない。

2 基本計画は、農業及び農村の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、福島県農業振興審議会の意見を聴かなければならない。

(年次報告)

第20条 知事は、毎年、福島県議会に農業及び農村の動向並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第21条 県は、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(啓発)

第22条 県は、農業及び農村の振興に関する県民理解の促進のための啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

[平成13年3月27日公布(施行)]

